

第2次大洲市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない
大洲市を目指して ～

令和8年度～令和12年度



令和8年3月
愛媛県大洲市

はじめに



自殺の背景には、病気などの健康面での不安をはじめ、過労、経済的困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立など、様々な要因が複雑に関係しています。これらを「個人の問題」ではなく、「社会の問題」として捉え、「生きる支援」として取り組んでいくことが重要です。

我が国では、平成18年に「自殺対策基本法」が施行されて以来、国を挙げて対策が進められてきました。本市においても、令和元年度に「大洲市自殺対策計画」を策定し、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関と連携しながら、相談体制の整備やゲートキーパーの養成等、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してまいりました。

しかしながら、本市の現状をみると、令和6年度の自殺死亡率は22.58（令和2年度～令和6年度の平均自殺死亡率14.53）となっており、依然として多くの方々が自ら尊い命を絶つという悲しい現実が続いています。

特に近年では、中年期・更年期における自殺者の増加や、社会情勢の変化やライフスタイルの変容により複雑化・多様化する女性や子ども・若者の抱える問題、高齢者の孤立などの新たな課題も浮き彫りとなっています。こうした背景を踏まえ、この度、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする「第2次大洲市自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画では、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、「誰一人取り残さない」精神に基づき、自殺未遂者支援、自死遺族支援の強化と女性特有の視点を踏まえた自殺対策を新たに重点施策に位置づけ、さらなる自殺対策の推進に取り組んでまいります。市民の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました大洲市自殺対策推進会議の委員の皆様、ご協力いただきました全ての皆様から感謝とお礼を申し上げます。

令和8年3月

大洲市長 二宮隆久

大洲市自殺対策計画 目次

第1章 大洲市自殺対策計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の目標.....	2
5 自殺対策計画とSDGs推進の視点.....	3
第2章 大洲市における自殺の現状.....	4
1 自殺の現状.....	4
(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移.....	4
(2) 性・年代別の平均自殺死亡率の状況.....	5
(3) 自殺者の同居人の有無.....	6
(4) 自殺者の職業別（有職・無職）の割合.....	6
(5) 自殺の原因・動機.....	7
(6) 自殺者における未遂歴の有無.....	7
(7) 主な自殺の特徴.....	8
2 大洲市心の健康づくり調査（市民アンケート）結果.....	9
第3章 これまでの取組と評価.....	21
【評価指標による現状と評価】.....	21
【施策の評価】.....	21
【具体的施策による現状と評価】.....	26
【全体評価・課題】.....	29
第4章 自殺対策における取組.....	30
1 基本方針.....	30
2 施策の体系.....	32
3 基本施策.....	33
(1) 地域におけるネットワークの強化.....	33
(2) 自殺対策を支える人材の育成.....	35
(3) 市民への啓発と周知.....	36
(4) 自殺未遂者等への支援の充実.....	39
(5) 自死遺族等への支援の充実.....	40
(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	41
4 重点施策.....	43
(1) 高齢者対策の推進.....	43
(2) 生活困窮者対策の推進.....	45
(3) 勤務・経営者対策の推進.....	47
(4) 女性の自殺対策の更なる推進.....	49

第5章 自殺対策の進捗体制.....	52
1 計画の進捗体制.....	52
(1) 大洲市自殺対策推進会議.....	52
(2) 庁内関係機関との連携.....	52
2 進捗管理.....	52
参考資料.....	53
1 生きる支援関連施策.....	53
2 大洲市自殺対策推進会議設置要綱.....	63
3 大洲市自殺対策推進会議 委員名簿【敬称略】.....	65
4 計画策定の経過.....	66

第1章 大洲市自殺対策計画策定の趣旨



1 計画策定の趣旨

平成18年、自殺対策基本法が施行され、「個人の問題」と認識されがちであった自殺を「社会問題」として、国をあげて自殺対策を推進してきました。その結果、自殺死亡者数は平成21年からは減少に転じ、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りましたが、依然として2万人程度の水準となっています。また、人口10万人当たりの自殺死亡者数（以下、「自殺死亡率」という）は、主要先進7か国の中で日本が最も高くなっており、深刻な状態が続いています。

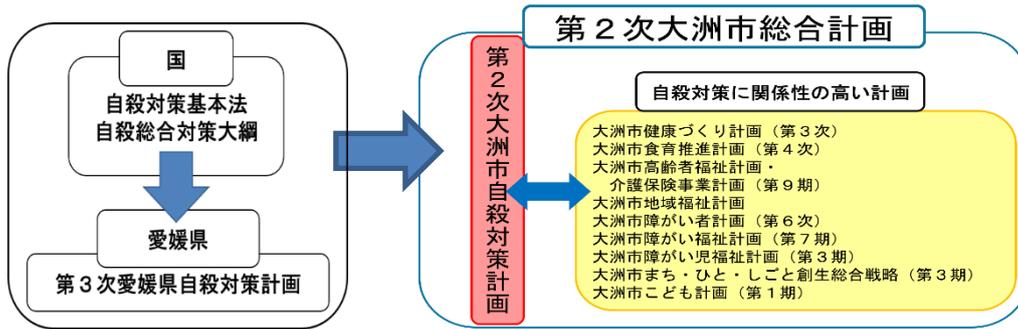
そのような中、自殺対策基本法が平成28年4月に改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策は生きることの包括的支援として実施されるよう、すべての都道府県と市町村は「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたほか、令和4年度には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、総合的な施策の推進、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援、自殺者及び自殺未遂者、その親族等の名誉及び生活の平穏等への配慮といった施策を基本とし、こども若者、女性、勤労問題等への対応を重点的に取り組む対策として位置づけられました。

大洲市でも、令和2年に大洲市自殺対策計画を策定し、保健・医療・福祉・教育・労働等の団体機関と連携しながら推進してきました。大洲市の令和6年の自殺死亡率は22.58であり、国の16.11や県の16.46を上回っており、依然として多くの尊い命が自殺により失われている現状です。特に中年期・更年期の自殺者の増加が見られています。これらの現状を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない大洲市を目指して、第2次大洲市自殺対策計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」及び「第3次愛媛県自殺対策計画」を踏まえて策定します。

また、「第2次大洲市総合計画 きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～」を上位計画とし、「第3次大洲市健康づくり計画」など自殺対策に関連性の高い各種計画との整合性を図るものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間とし、評価を行う際、必要に応じて内容の見直しを行います。

年度	H29	H30	H31 R1/	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
国	自殺総合対策大綱(第3次)				自殺総合対策大綱(現行)									
愛媛県	愛媛県自殺対策計画		第2次愛媛県自殺対策計画			第3次愛媛県自殺対策計画								
大洲市	大洲市自殺対策計画			延長		第2次大洲市自殺対策計画								

4 計画の目標

自殺対策基本法において示されているように、我が国の自殺対策は、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

本計画の目標は、令和 8 年までに平成 27 年の自殺死亡率 28.07 を 30%減少させた 19.65 以下にすることを旨とし、第 2 次計画における目標値として、令和 12 年までに 40%減少させた 16.84 以下を目指します。

平成 27 年：28.07⇒令和 8 年：19.65 以下⇒令和 11 年：16.84 以下

(目標設定の根拠)

※ 大洲市の自殺死亡率は、令和 6 年に 22.58 となっており、目標としていた自殺死亡率 22.46 を上回っています。

国は、「自殺総合対策大綱」において、平成 27 年の自殺死亡率を令和 8 年までに 30%以上減少させた 13%以下にすることを目標としており、このことを参照し目標を設定しました。

5 自殺対策計画と SDGs 推進の視点

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成 27 年の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「誰一人として取り残さない」持続可能な社会を実現するために、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

SDGs の「誰一人取り残さない」という理念は、自殺対策の、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことの基本理念と合致するものです。

本計画では、特に関連が深い SDGs の目標を意識し、地域や関係団体及び関係機関等と連携のもと、持続可能な施策の展開を図ります。

◆SDGs の 17 のゴール



◆本計画で特に意識する SDGs

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>人々の生活を守るためのきちんとした仕組み作りや対策を推進します。</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>貧しい人も、幼い子どもも、だれもが一年中安全で栄養のある食料を、手に入れられるようにします。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>すべての住民が健康的な生活を確保できるよう、住民の健康状態の維持・向上に取り組めます。</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての住民が健康的な生活各種講座や自殺対策の取組等を通じて、生涯にわたって住民の生きる力を育みます。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>男女平等を実現し、すべての女性と女の子の能力と可能性を育みます。</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>みんなの生活をよくする安定した経済成長を進め、人間らしく生産的な仕事ができる社会を推進します。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>全ての人が能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにします。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>支え合いと助け合いによる健康づくりを通じ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>平和で誰もが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会を目指します。</p>	<p>17 パートナースHIPで目標を達成しよう</p>	<p>行政、住民、保健・医療・学校・福祉の各機関や関係団体等の協働で心身の健康づくりを推進します。</p>

第2章 大洲市における自殺の現状

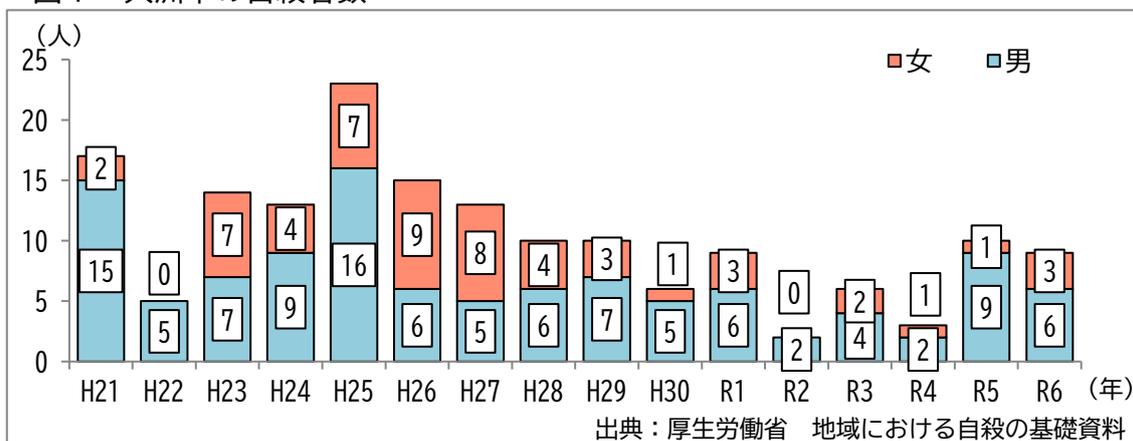
1 自殺の現状

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

大洲市における自殺の統計は、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル 2024」に基づいています。

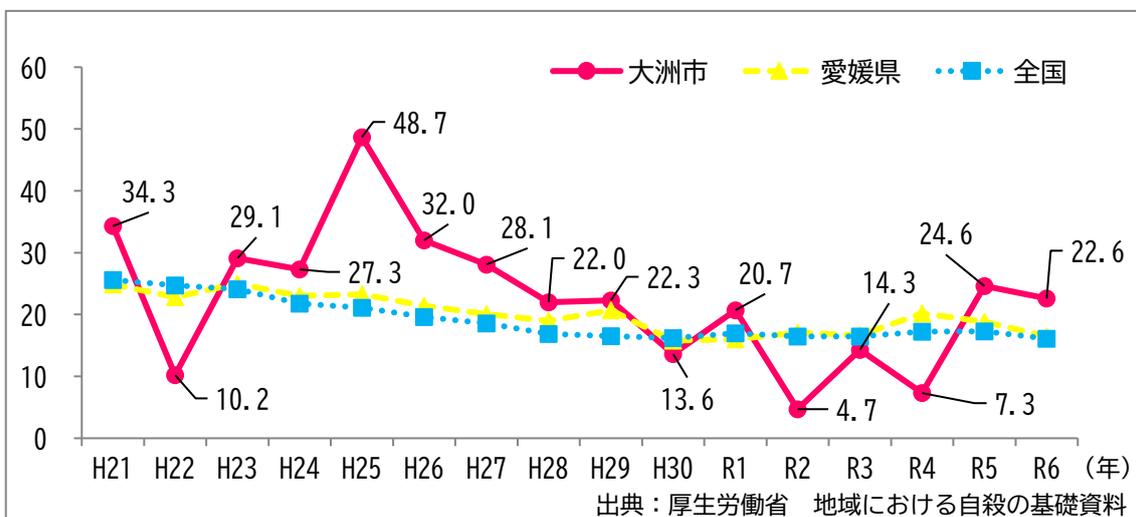
平成 21 年から令和 6 年の大洲市の自殺者数は 165 人で、年間の自殺者数は自殺者数の多かった平成 25 年をピークに減少傾向でしたが、令和 5 年に増加に転じ、令和 6 年には 9 人となっています。

図1 大洲市の自殺者数



自殺死亡率は、平成 23 年以降、全国・愛媛県と比較して高い状態にありましたが、徐々に減少傾向でした。令和元年にやや増加したものの、令和 2 年以降は全国・愛媛県を下回りました。令和 5 年より増加に転じています。

図2 自殺死亡率の推移(人口 10 万対)



(2) 性・年代別の平均自殺死亡率の状況

令和元年から令和5年の自殺による死亡者30人の、性・年代別の割合は、男性23人で、76.7%、女性は7人で23.3%となっています。

性別・年代別の自殺死亡率をみると、令和元年から令和5年の平均では、男性では、どの年代でも高くなっており、特に40歳代が顕著に高くなっています。女性では、50歳以上で高くなっており、特に70歳代が全国、愛媛県と比較しても高くなっています。

図3 性・年代別の平均自殺死亡率【男性】(人口10万対)(令和元年～5年)

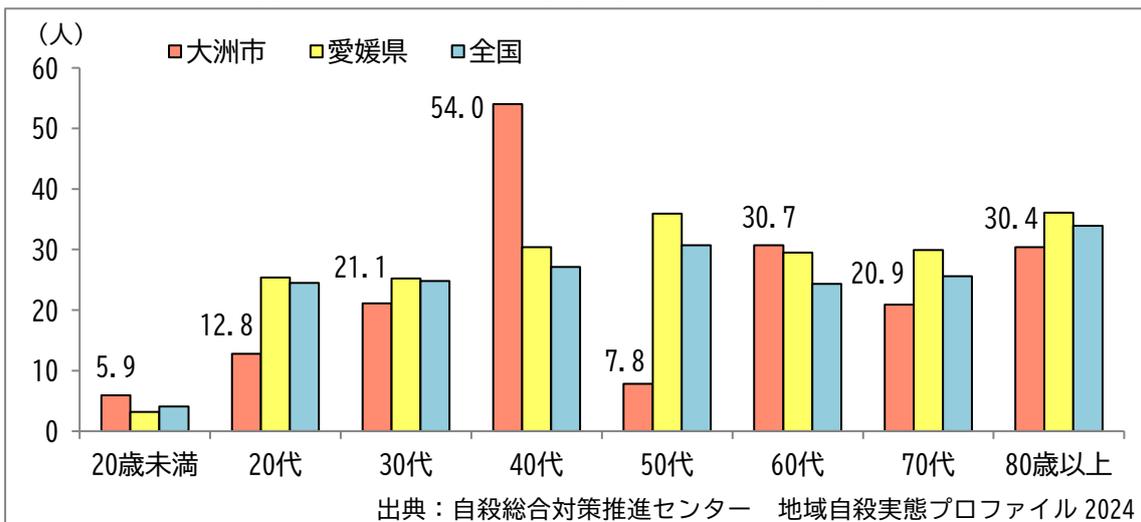
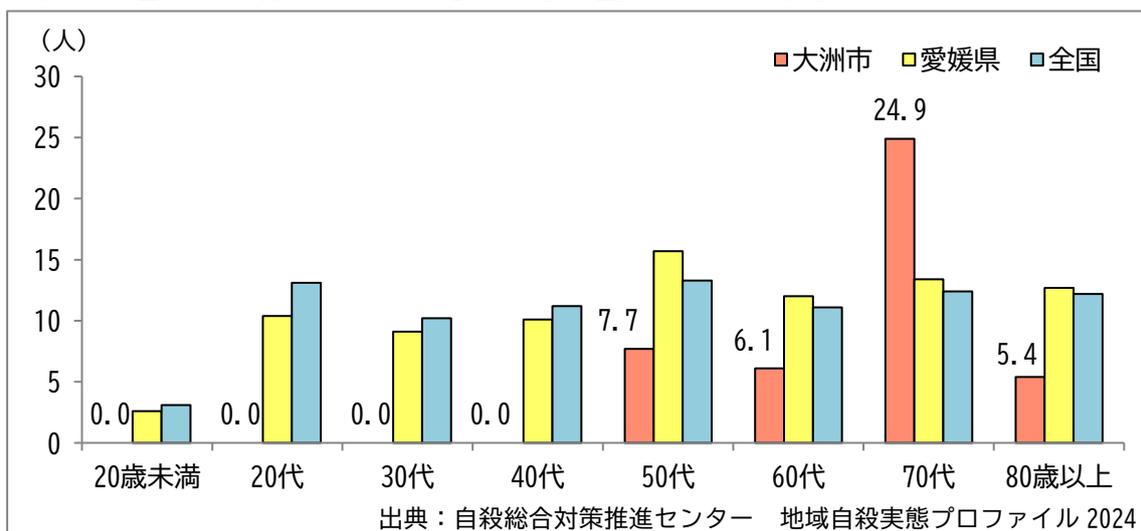


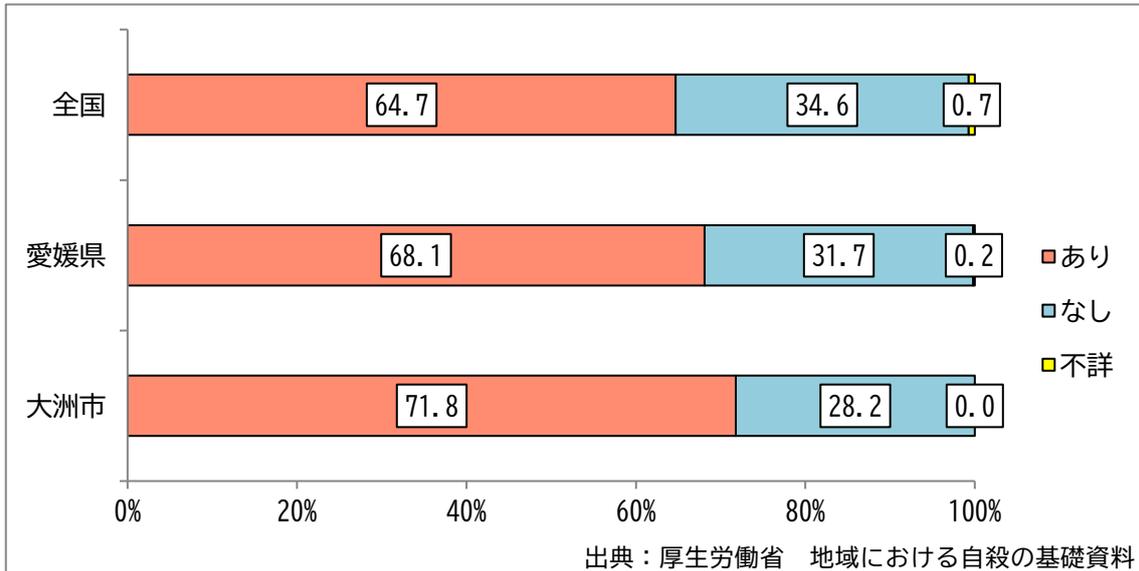
図4 性・年代別の平均自殺死亡率【女性】(人口10万対)(令和元年～5年)



(3) 自殺者の同居人の有無

令和元年から令和6年の自殺者のうち、同居人がいる割合は約7割で、全国・愛媛県と比較するとやや多い傾向です。

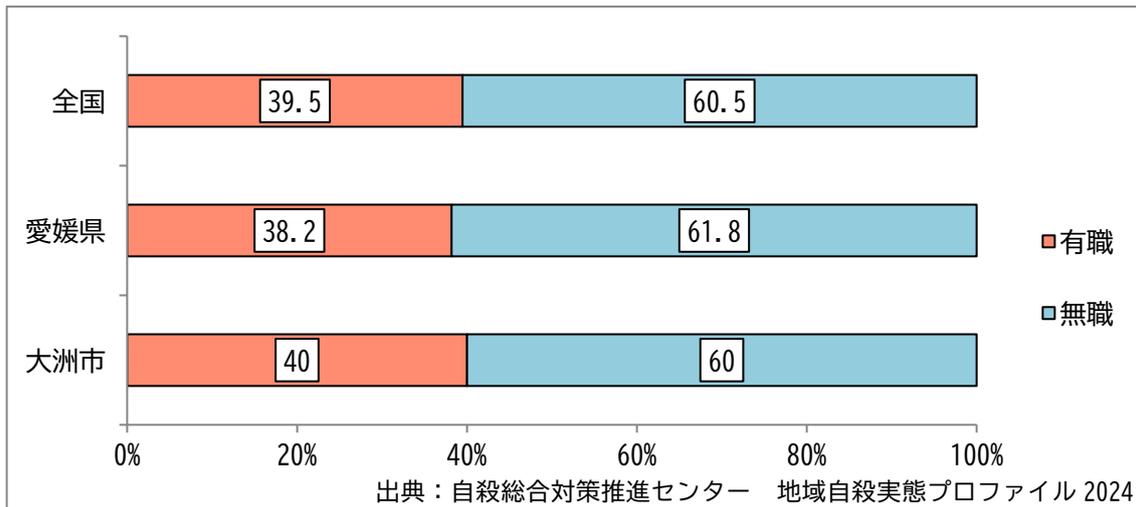
図5 自殺者の同居人の有無（令和元年～6年）



(4) 自殺者の職業別（有職・無職）の割合

自殺者の職業別の割合は、有職者が4割で、全国、愛媛県と同様の傾向にあります。

図6 自殺者の職業別（有職・無職）の自殺の割合（令和元年～5年）

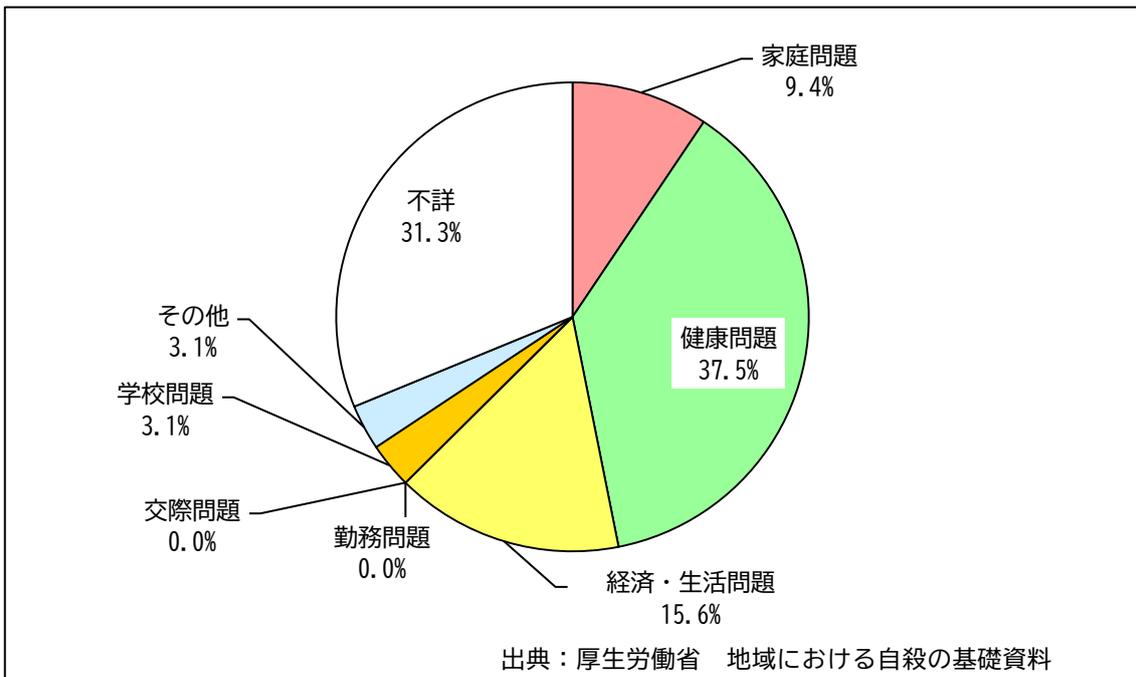


- ・ 性、年齢、同居の有無の不詳を除く
- ・ 令和4年1月の自殺統計原票の改定に伴い職業分類が新しくなったため、「有職」「無職」の分類に変更

(5) 自殺の原因・動機

自殺者について原因や動機をみると、健康問題が37.5%と最も多くなっており、経済・生活問題が15.6%、家庭問題が9.4%と続きます。31.3%が不詳となっており、周りの人が自殺の原因や動機について分からない状態となっています。

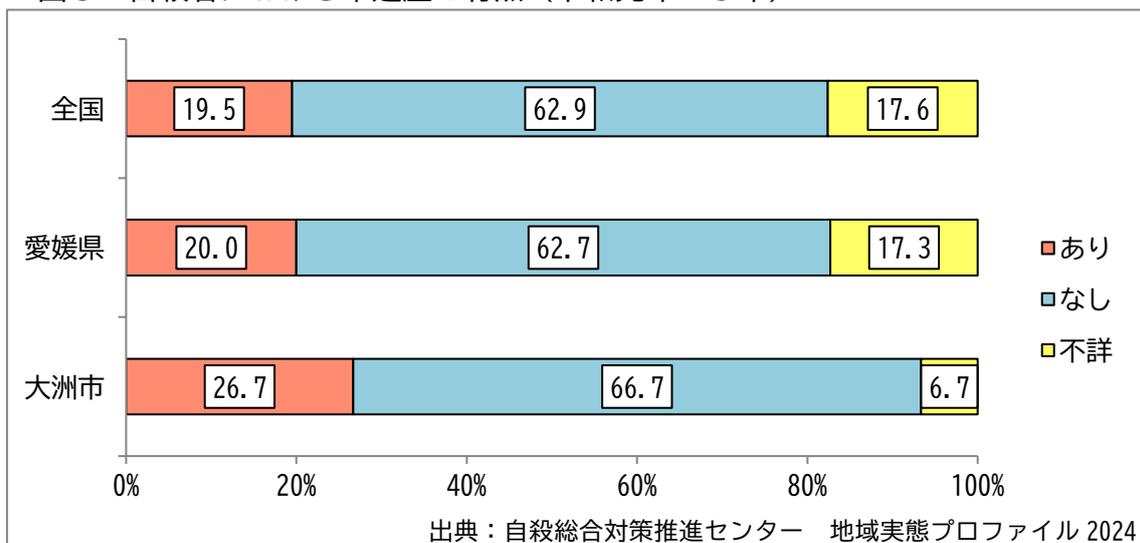
図7 自殺の原因・動機（令和2年～6年）



(6) 自殺者における未遂歴の有無

自殺未遂歴がある人の割合は、大洲市全体では26.7%となっており、愛媛県、全国より多くなっています。

図8 自殺者における未遂歴の有無（令和元年～5年）



(7) 主な自殺の特徴

自殺の直接的な要因としては「うつ状態（精神疾患）」が多いです。しかし、うつ状態に至るまでには複数の要因が存在し、自殺は平均すると 4 つの要因が複合的に連鎖して起こります。社会が多様化する中で、地域生活の現場で起こる問題は複雑化・複合化しています。

表1 大洲市の主な自殺の特徴：令和元年～5年の自殺者数 30人（自殺日・住居地）

上位5位区分 （*1）	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 （10万対） （*2）	背景にある 主な自殺の危機経路 （*3）
1位 男性 60歳以上 無職同居	6	20.0%	35.6	失業（退職）→生活苦+介護 の悩み（疲れ）+身体疾患→ 自殺
2位 女性 60歳以上 無職同居	5	16.7%	17.6	身体疾患→病苦→うつ状 態→自殺
3位 男性 40～59歳 有職独居	3	10.0%	95.8	配置転換（昇進/降格含む） →過労+仕事の失敗→うつ 状態+アルコール依存→自 殺
4位 男性 40～59歳 有職同居	3	10.0%	15.8	配置転換→過労→職場の 人間関係の悩み+仕事の失 敗→うつ状態→自殺
5位 男性 40～59歳 無職同居	2	6.7%	127.7	失業→生活苦→借金+家族 間の不和→うつ状態→自 殺

出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2024

- *1 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合には自殺死亡率の高い順とした区分は生活状況別（性別・年齢階級・職業の有無・同居人の有無）を示している
- *2 自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した
- *3 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にした

2 大洲市心の健康づくり調査（市民アンケート）結果

「第2次大洲市自殺対策計画」を策定するにあたり、心の健康や自殺に対する市民の意識などの現状を把握し、実態に基づいた自殺対策計画を策定するため、市民を対象に「大洲市心の健康づくり調査」を実施しました。

調査対象者：大洲市民 1,200人

（令和6年8月1日現在、20～89歳の大洲市民を無作為抽出）

調査期間：令和6年8月26日（月）～令和6年9月25日（水）

調査方法：郵送又は2次元コードを読み取りWebで回答、無記名

回収数：535件（男性：233件、女性299件、未記入3件）

（郵送：431件、Web：104件）

回収率：44.3%（未記入3件含まず）

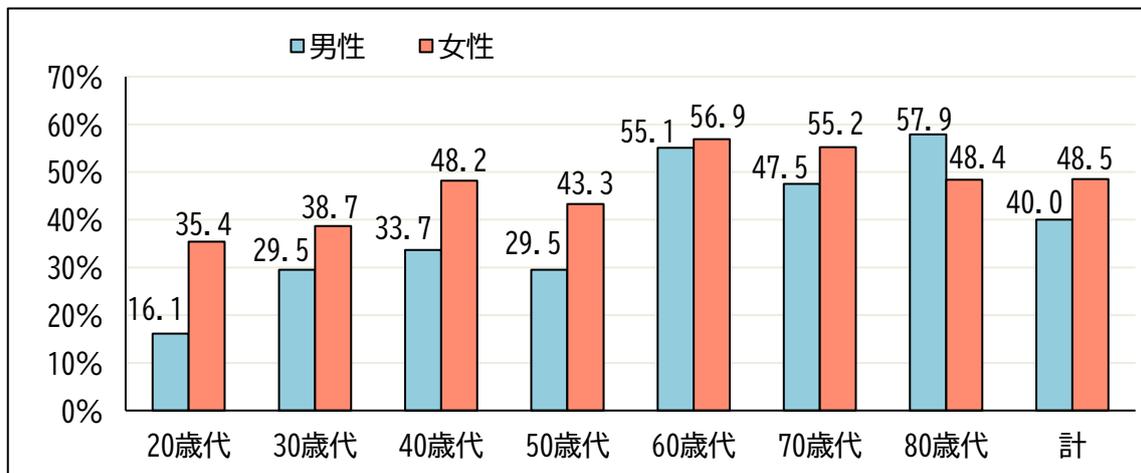
参考：令和元年実施調査の回収率 42.5%

1 回答者の内訳

表1 性別・年代別の回答状況 ※性別・年齢不明者の3名を除く

		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
男性	回答数(人)	9	18	30	28	59	56	33	233
	回答率(%)	16.1	29.5	33.7	29.5	55.1	47.5	57.9	40.0
女性	回答数(人)	17	24	41	42	62	69	44	299
	回答率(%)	35.4	38.7	48.2	43.3	56.9	55.2	48.4	48.5
計	回答数(人)	26	42	71	70	121	125	77	532
	回答率(%)	25.0	34.1	40.8	36.5	56.0	51.4	52.0	44.3

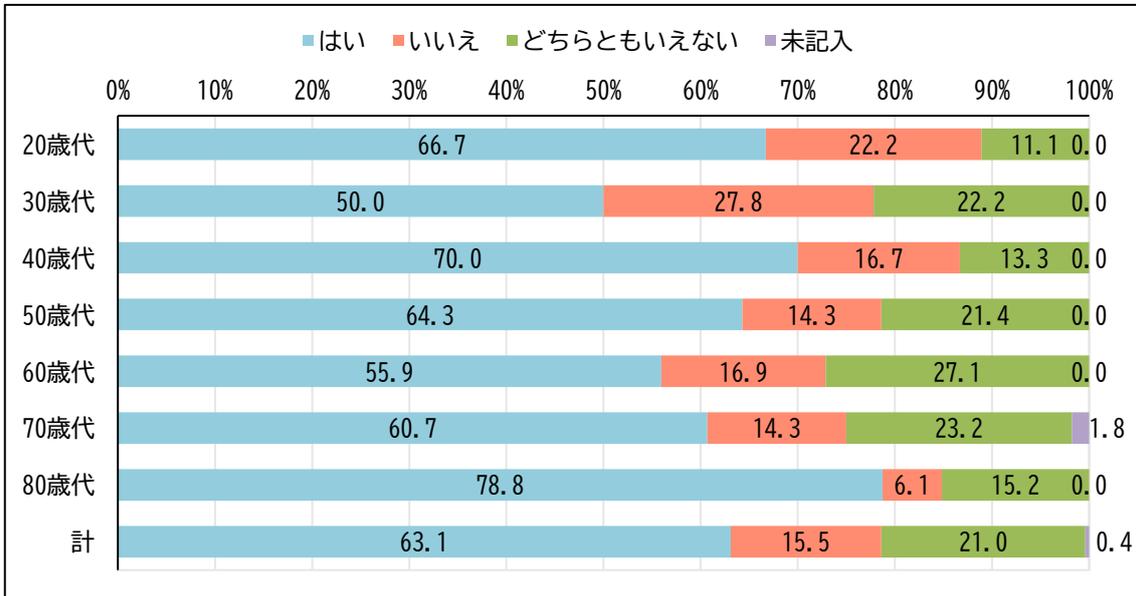
図1 性・年代別の回答状況



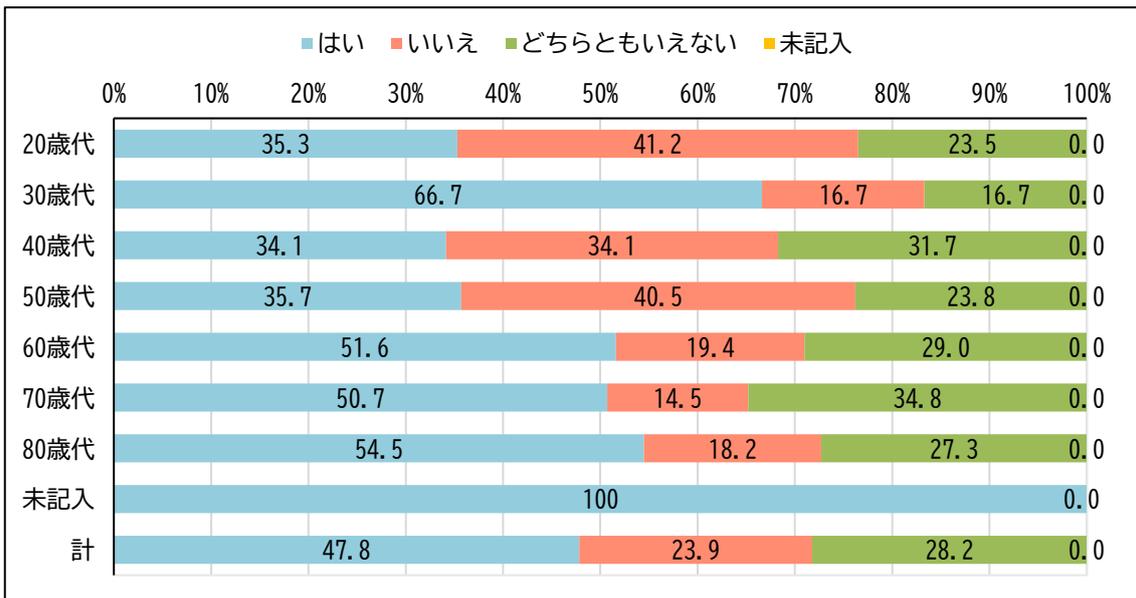
2 睡眠と休養について

図2 睡眠時間が十分に確保できているか

【男性】 n=233



【女性】 n=301



男性の63.1%、女性の47.8%が「眠れている」と回答しています。男性では20歳代、40歳代、80歳代以上で、女性では30歳代で「眠れている」と回答された人が多い状況です。

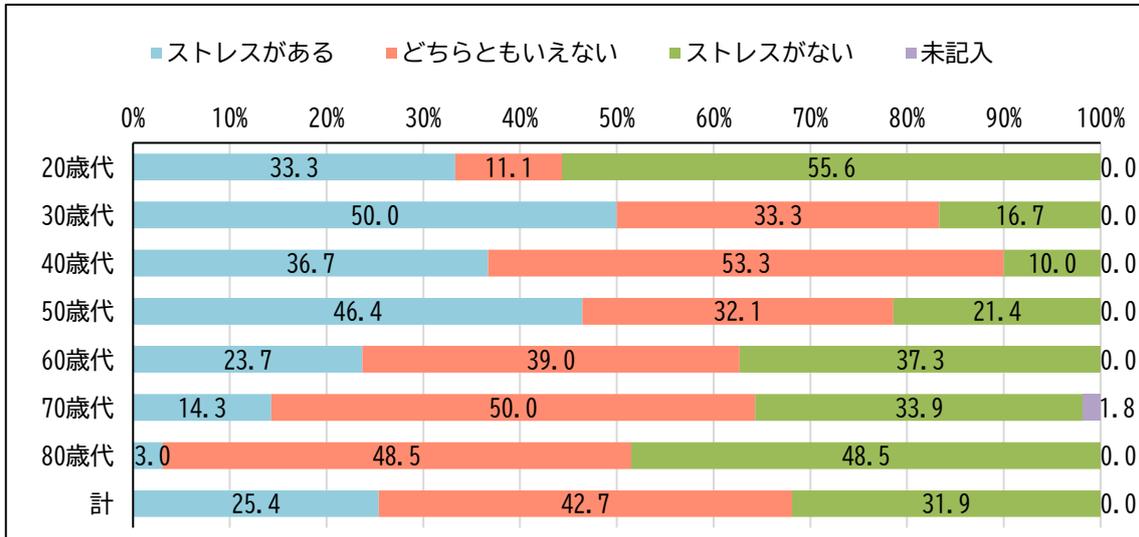
女性では全体の半数以上が「眠れていない」「どちらともいえない」と回答し、中でも20歳代、40歳代、50歳代に不眠の割合が高くなっています。

3 ストレスの度合について

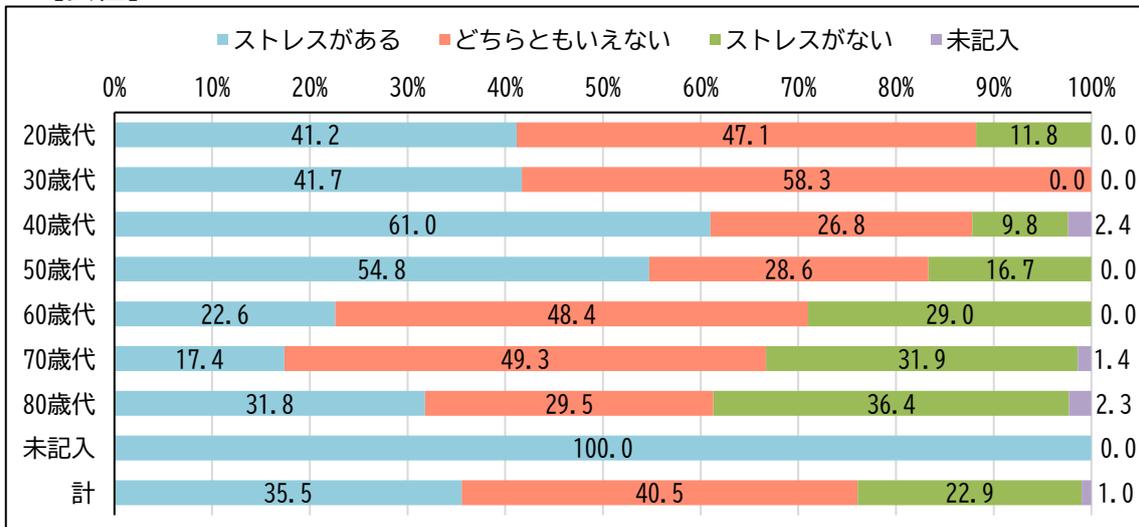
ストレスがある	7点～10点
どちらともいえない	4点～6点
ストレスがない	0点～3点

図3 どの程度ストレスがあるか

【男性】 n=233



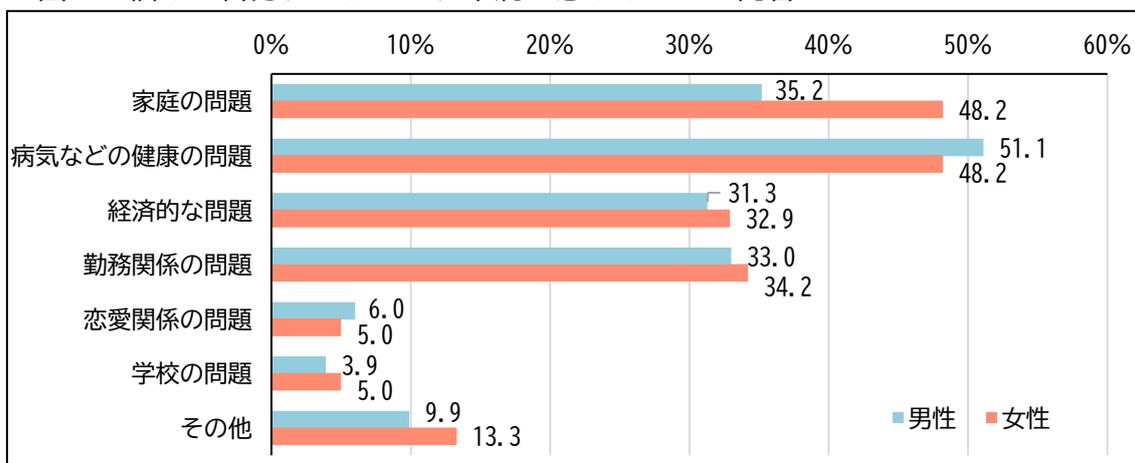
【女性】 n=301



「ストレスがある」と回答した人は、男女とも働き盛りの50歳代以下に多い状況でした。男性では30歳代、50歳代、女性では40歳代、50歳代が特に「ストレスがある」と回答した人が多く、男性より女性の方が「ストレスがある」と回答した割合が高くなっています。

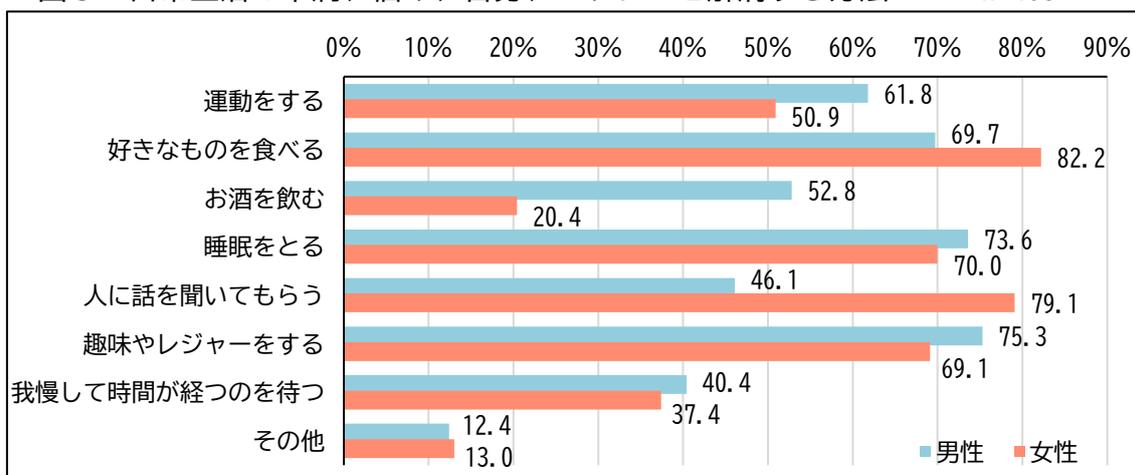
「ストレスがない」と回答した人は前回調査（令和元年度実施）の約4割より低く、男女とも2～3割でした。

図4 悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることの内容 n=535



悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることの内容で多いのは、男女ともに「病気などの健康の問題」、「家庭の問題」となっています。「その他」の中には介護問題や、近所との付き合いなど人間関係の悩み、将来の漠然とした生活不安等の回答がありました。

図5 日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消する方法 n=408



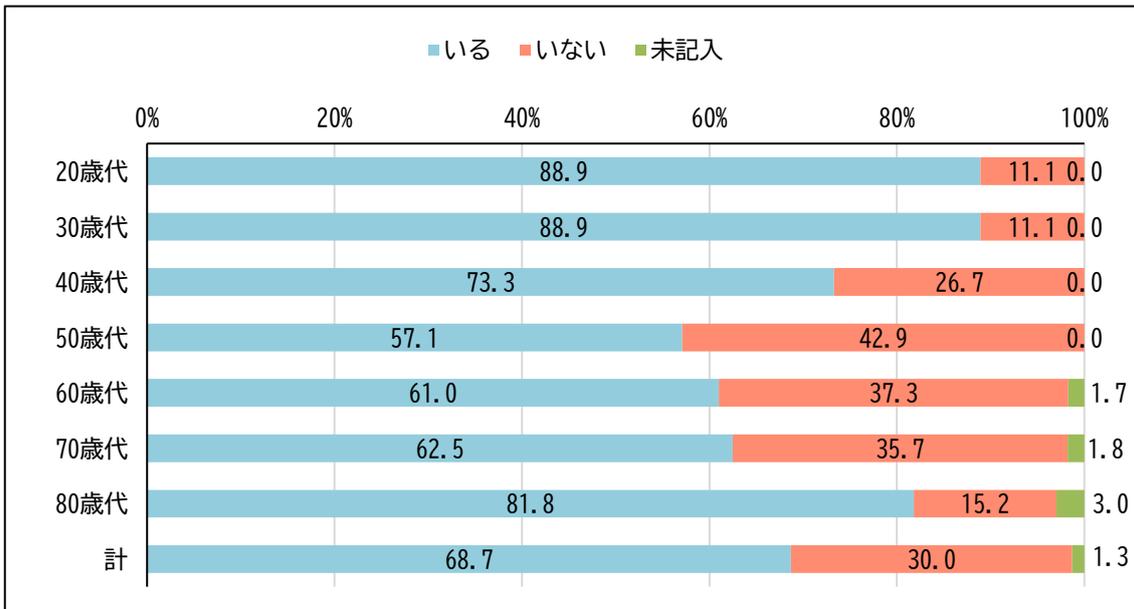
「日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消する方法がある」と回答した人に具体的な解消方法を尋ねると、男性では「趣味やレジャーをする」「睡眠をとる」、女性では「好きなものを食べる」「人に話を聞いてもらう」が多くなっています。

男女別で大きな差があったのは、「お酒を飲む」ことが男性に多く、「人に話を聞いてもらう」は、女性が男性を大きく上回っています。これらの結果は前回調査と同様の結果となっています。

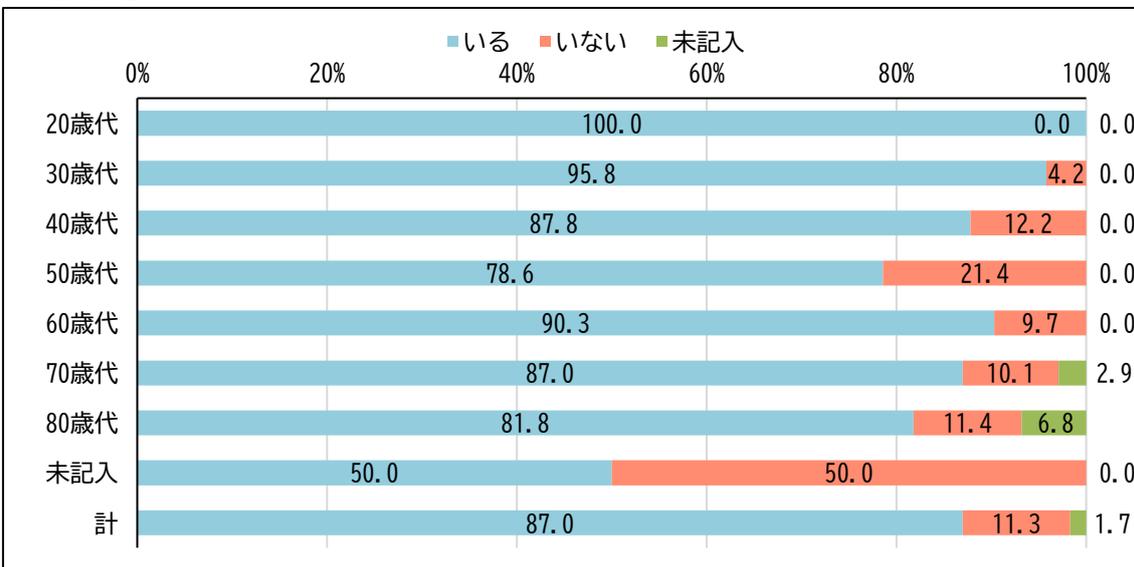
4 悩みやストレスを感じた時に相談できる人の有無とその考え方や相談先について

図6 悩みやストレスを感じた時に相談できる人がいるか

【男性】 n=233

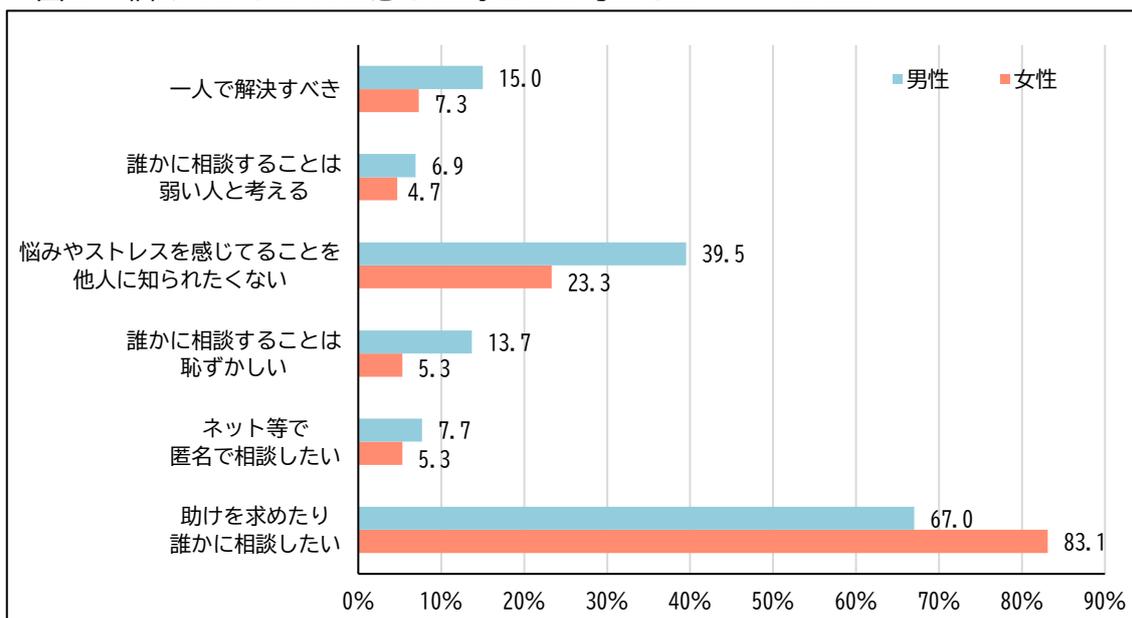


【女性】 n=301



「相談できる人はいない」割合は、男性では30%、女性では11.3%となっており、男性と比べ少なくなっています。特に、50歳代では、男性の42.9%、女性では21.4%の人が「相談できる人はいない」と回答し、他の年代に比較して多くなっています。

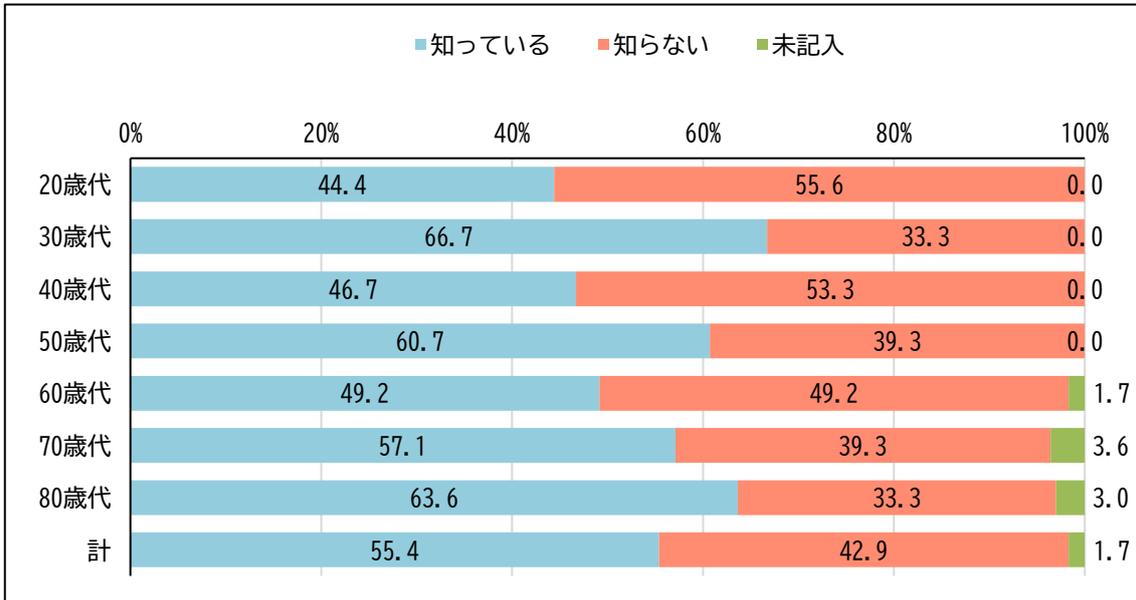
図7 悩みやストレスを感じた時にどう考えるか n=505



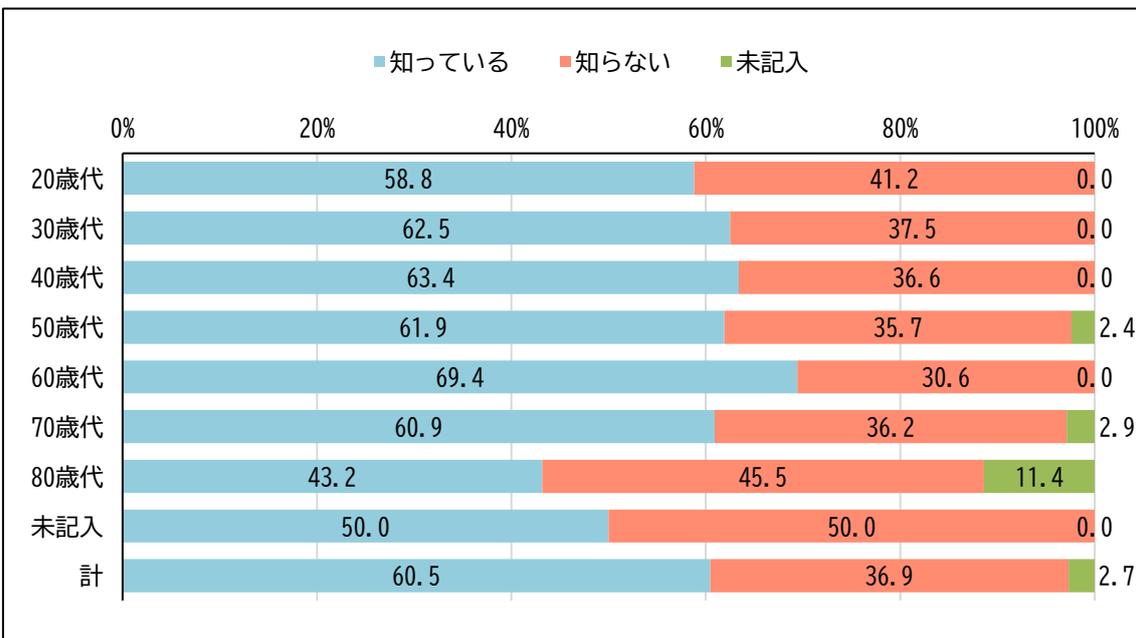
悩みやストレスを感じた時に、男性の39.5%、女性の23.3%は「悩みやストレスを感じていることを他人に知られたくない」と考えています。また「助けを求めたり誰かに相談したりしたい」と考える人は、女性の83.1%と比較して男性は67.0%と少なくなっています。

図8 悩みやストレスを感じた時に、いろいろな相談窓口があることを知っているか

【男性】 n=233



【女性】 n=301



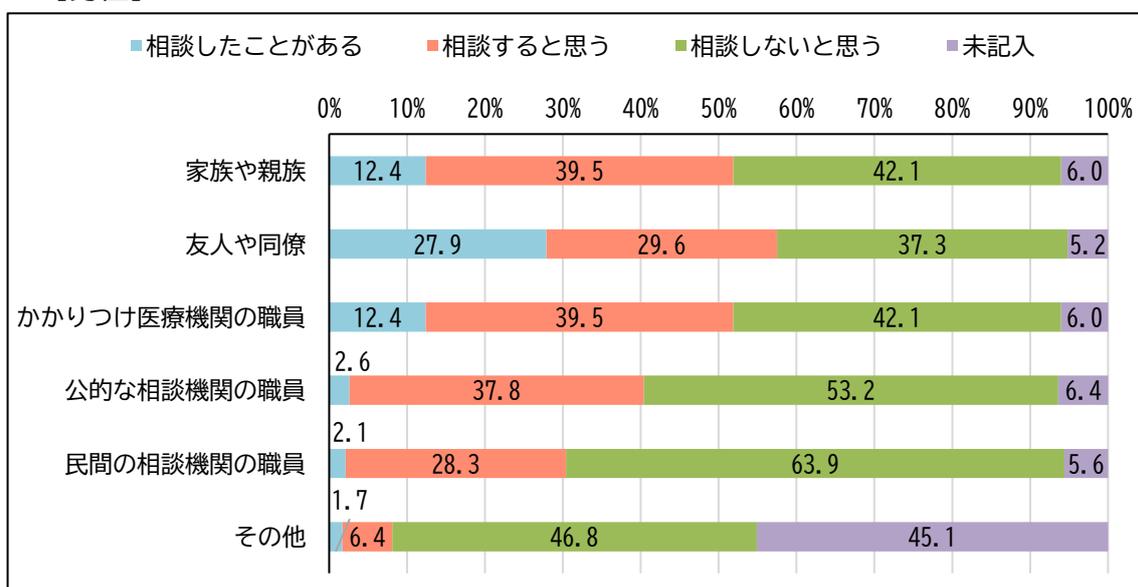
悩みやストレスを感じた時に、いろいろな相談窓口があることを知っている」割合は、全体では58.2%、男性では55.4%、女性は60.5%でした。

前回調査でも同様の問をしていますが、男女とも「相談窓口があることを知っている」割合はわずかに増えていました。

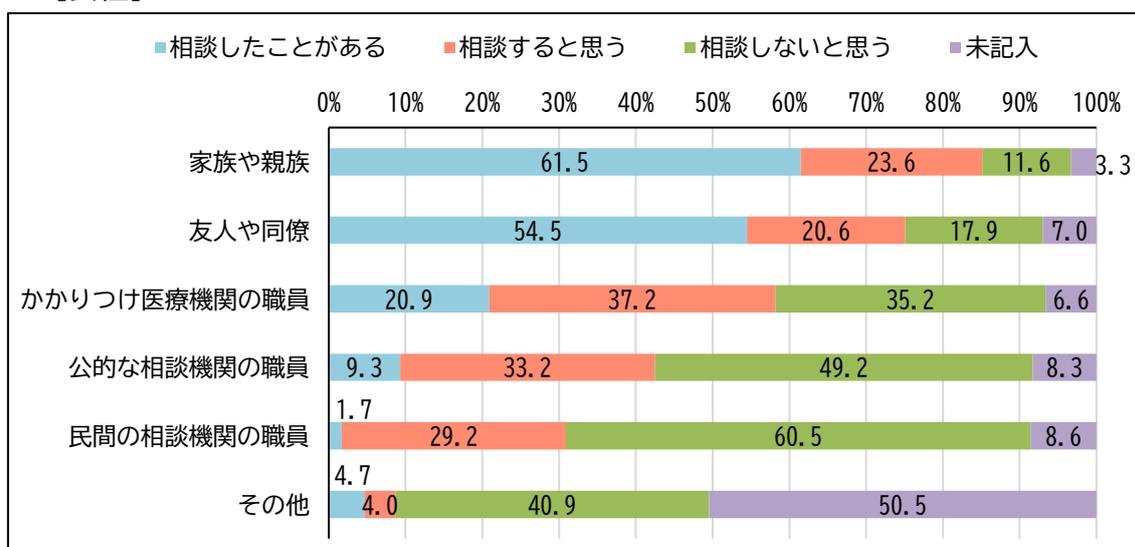
(参考：前回調査 男性48.6%、女性58.2%)

図9 悩みやストレスを感じた時に、以下の人に相談すると思うか

【男性】 n=233



【女性】 n=301



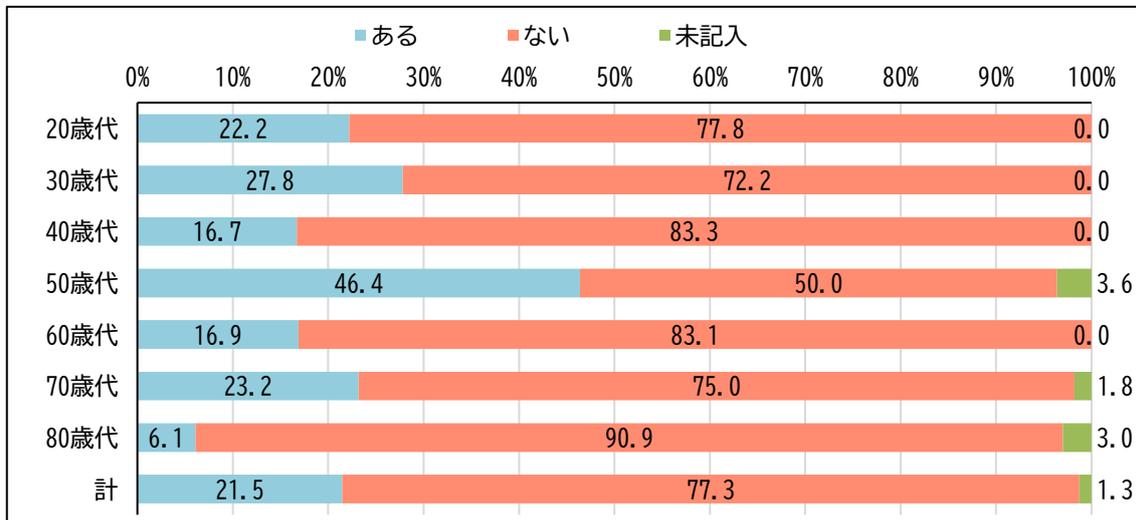
「相談したことがある」「実際にしたことはないが相談すると思う」と回答したのは、男女ともに、「家族や親族」「友人や同僚」が多く、「公的な相談機関（市役所・保健センター・保健所）の職員」に「相談したことがある」「実際にしたことはないが相談すると思う」と回答したのは男女とも約 40%でした。

前回調査での約 35%と比較してわずかにその割合は増えています。相談窓口があることの有効な周知啓発の推進により、さらにその割合は増えてくると思われます。

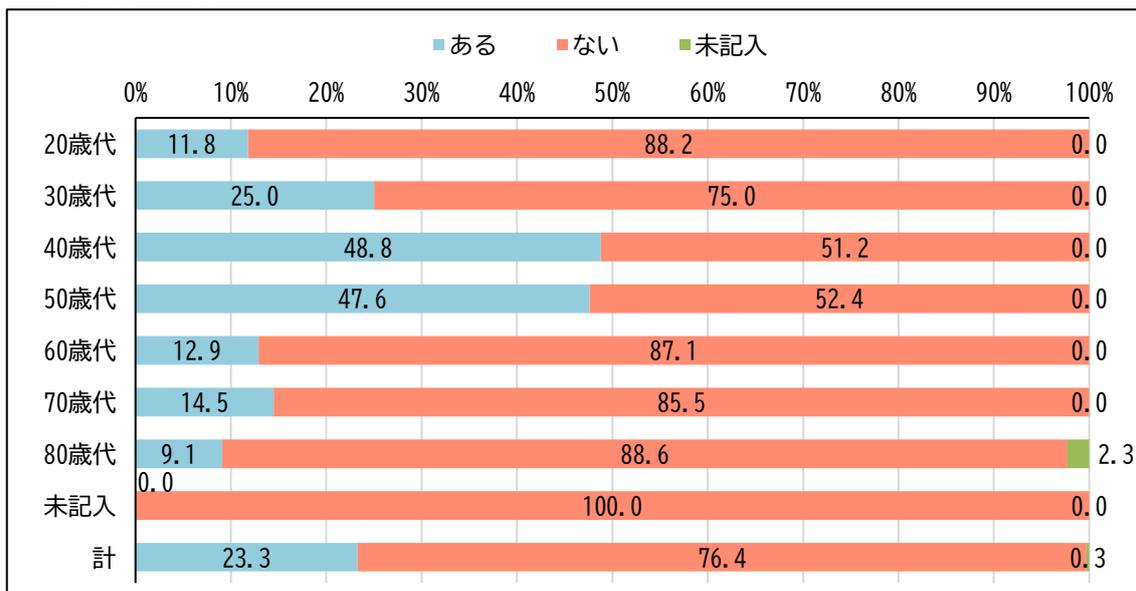
5 自殺について

図 10 これまでに自殺をしたいと思ったことがあるか

【男性】 n=233



【女性】 n=301



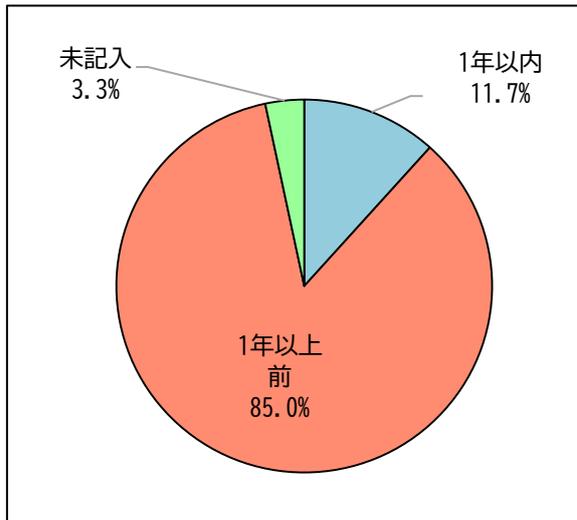
「これまでに自殺をしたいと思ったことがある」と回答した人は、全体で 22.5%、男性で 21.5%、女性で 23.3%です。

年代別でみると男性では 50 歳代、女性では 40 歳代、50 歳代が多くなっています。

前回調査と比較して、男性において「これまでに自殺をしたいと思ったことがある」の割合が増えています。(参考:前回調査 男性 16.3% 女性 22.6%)

図 11 自殺をしたいと思ったのはいつ頃か（あると答えた者）

n=120（未記入者4名含む）



これまでに自殺をしたいと思ったことがある」と回答した人のうち11.7%の人が「1年以内」と回答しています。20歳代男性では、半数が自殺をしたいと思ったことがあるのは「1年以内」と回答しています。

図 12 「自殺」についてどのように思うか n=535

図 12-1 自殺は自分にはあまり関係がない

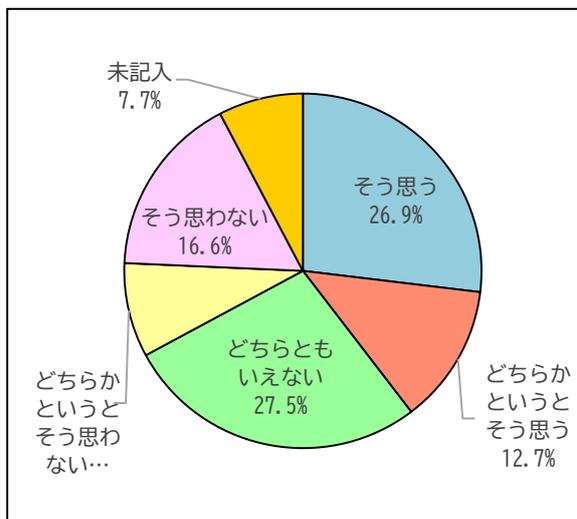
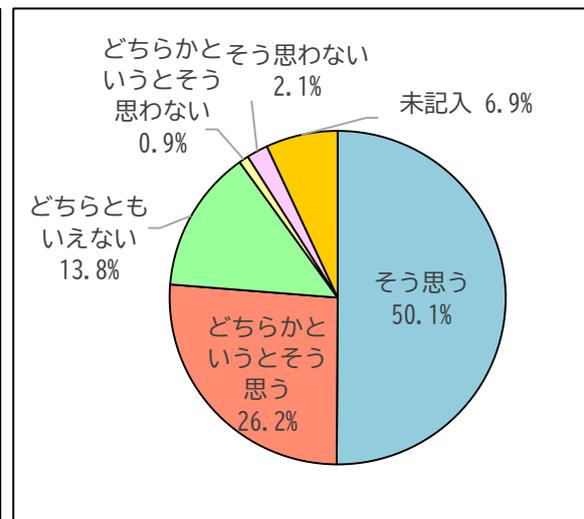


図 12-2 防ぐことができる自殺も多い



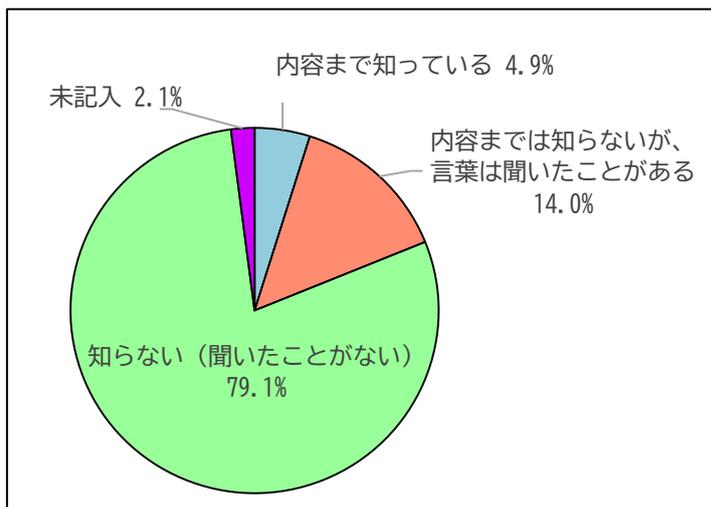
「自殺は自分にはあまり関係がない」と回答したのは、「そう思う」「どちらかというところ思う」を合わせて39.6%でした。前回調査の46.1%と比較すると、自殺に対する関心度はやや高まっています。「防ぐことができる自殺も多い」の問いに対して、「そう思う」と思う人が50.1%で、「どちらかというところ思う」を含めると76.3%の人が「防ぐことができる自殺も多い」と考えています。これは前回調査とほぼ同じ割合でした。

6 自殺対策に対する関心度について

図 13 ゲートキーパーという言葉を知っているか

※ ゲートキーパー：自殺のサインに気づき、適切な対応がとれる人

n=535

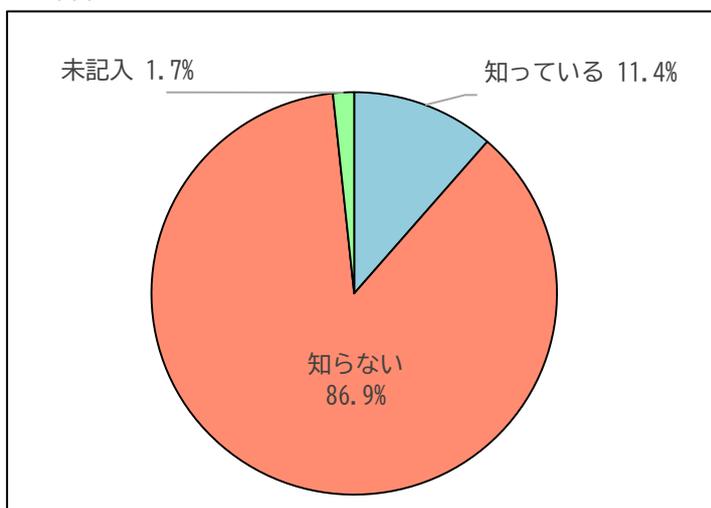


ゲートキーパーという言葉について、「内容まで知っている」人は、4.9%で、前回調査と比較してその割合は増えています。「知らない（聞いたことがない）」人は79.1%となっています。（参考：前回調査 内容まで知っている 1.9%）

図 14 自殺予防週間、自殺対策強化月間を知っているか

※ 自殺予防週間：9月10日から9月16日 自殺対策強化月間：3月

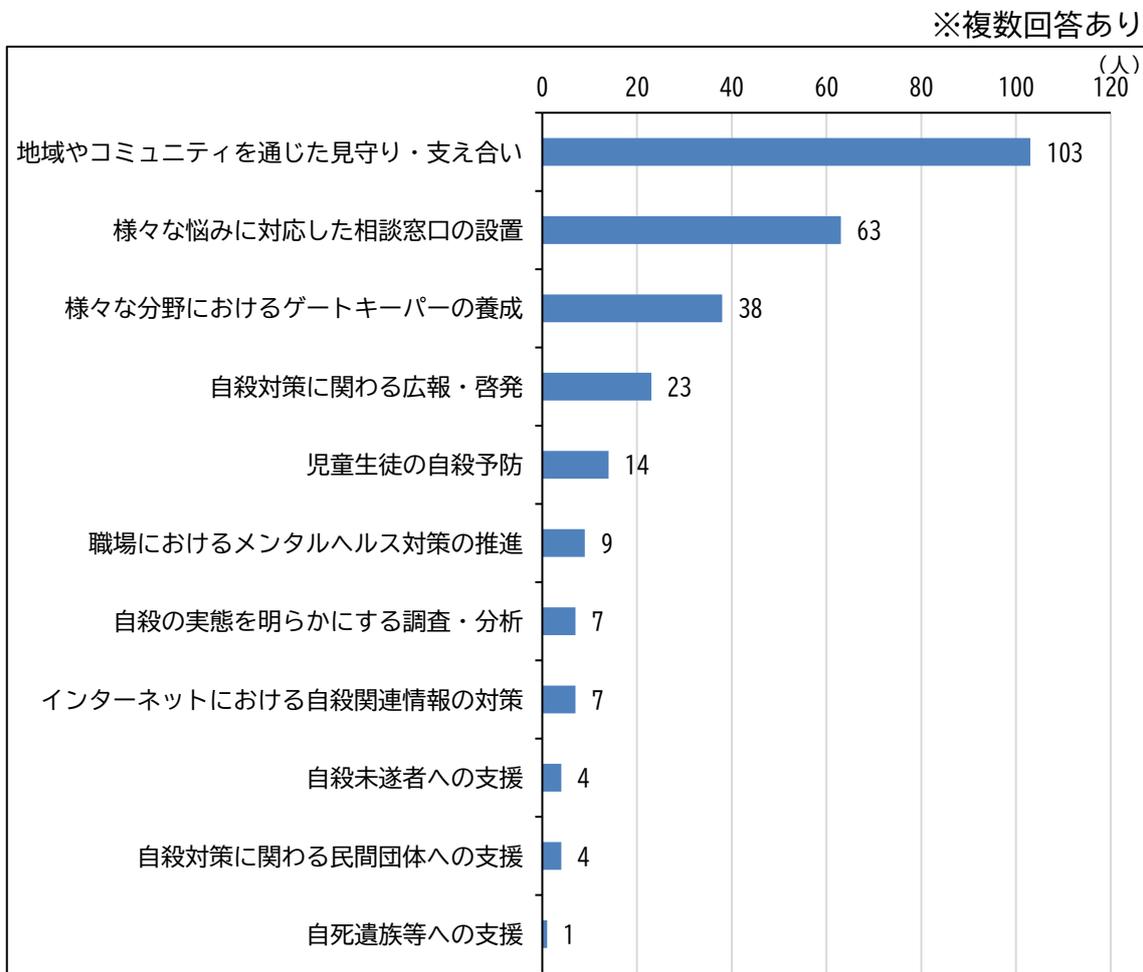
n=535



「自殺予防週間、自殺対策強化月間を知らない」人は、86.9%となっています。（参考：前回調査 91.3%）

7 有効な自殺対策について（自由記載）

図 15 今後より有効な自殺対策として、大洲市は何を強化していくべきか
上位 10 項目 n=239



自由記載の内容を見てみると、今回アンケート提出のあった 535 人中 239 人（44.7%）の方に何らかの記載をしていただきました。意見の多い順に「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」「自殺対策に関わる広報・啓発」となっています。

「その他」の意見としては、今の社会の生きづらさ、複雑な社会構造に対する国に対する意見、各個人の前向きな生き方考え方をすることの必要性、有効な自殺対策は困難であるといった意見もありました。また、今まさに悩んでいるとの具体的な相談の記載もありました。

第3章 これまでの取組と評価

【評価指標による現状と評価】

第1次計画の目標として、大洲市の自殺死亡率を平成27年の28.07を令和6年までに20%減少させ22.46以下を目指すこととしています。国は、「自殺総合対策大綱」において、平成27年の自殺死亡率を令和8年までに30%以上減少させることを目標としていることから、このことを参照し大洲市の目標値を設定しました。

大洲市の自殺死亡率（人口年10万人当たりの自殺者数）

H27年	目標値 (R6年)	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
28.07	22.46	4.68	14.28	7.26	24.64	22.58
参考：自殺者数		2	6	3	10	9

参考：地域における自殺の基礎資料

大洲市の5年間の自殺死亡率

目標値 (R6年)	H27～ R1年	H28～ R2年	H29～ R3年	H30～ R4年	R1～ R5年	R2～ R6年
22.46	21.39	16.76	15.19	12.17	14.29	14.53

参考：地域自殺対策プロファイル

令和2年以降、自殺死亡率は目標値以下になっていましたが、令和6年の自殺死亡者数が9名と増加したため、目標値を超過した値となっています。

自殺死亡率は1年間の自殺死亡者数により大きく増減します。そのため、1年単位での自殺死亡率ではなく、5年間の自殺死亡率でも評価すると、令和2年から6年の5年間の自殺死亡率は14.53で目標値を下回っています。

【施策の評価】

基本施策、重点施策の実施状況と評価は以下のとおりです。

評価基準

- ：目標を達成・十分な取組みができた（70%以上）
- △：ある程度取組みができた（40%以上70%未満）
- ×：十分に取組みができなかった（40%未満）

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

目標項目	目標値 (R6年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	評価
大洲市自殺対策推進会議の開催	年1回以上	1	1 書面開催	1	1	1	○
大洲市健康づくり推進協議会の開催	年1回以上	1	1 書面開催	1	5	1	○

<これまでの主な取組>

- ・大洲市自殺対策推進会議は、毎年1回開催し、大洲市の自殺の現状、各機関での自殺対策の実施状況を確認し、意見交換を行いました。
- ・大洲市健康づくり推進協議会は、令和5年度が健康づくり計画策定の年であったため、開催回数が多くなっています。大洲市の健康づくりについて情報共有すると共に、健康づくりの推進について意見交換を行いました。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

ゲートキーパー養成講座

目標項目	目標値 (R6年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	評価
自殺対策への理解	80%以上	68.8	88.9	61.4	52.6	57.6	×

ゲートキーパー養成講座実施後のアンケートで、「自殺対策の理解がどの程度深まったか」を0～100%で選択し、その数値が80%以上の人数と割合を示しています。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
対象者	市職員	市職員	市職員	市職員 民生委員	市職員 食改(*)
80%以上(人)	33	24	27	40	132
受講者(人)	48	27	44	76	229
割合(%)	68.8	88.9	61.4	52.6	57.6

(*) 食改：食生活改善推進員

《参考資料》 ゲートキーパー養成講座実施後アンケートより

- ・目標値80%を超えた年は令和3年度のみでした。
- ・目標の設定が高かったと思われます。

基本施策3 市民への啓発と周知

(1) リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

目標項目	目標値 (R6年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	評価
広報等での啓発回数	年1回以上	1	1	1	1	1	○
図書館での展示	年2回	1	1	1	1	1	△
図書館での閲覧者数(人)		212	168	162	207	175	-
図書館での貸出冊数(人)		98	63	52	80	63	-

年1回普及啓発チラシ「あなたの心はお元気ですか?」を各世帯配布しています。

自殺予防週間(令和4年度までは自殺対策強化月間)に合わせた、図書館での展示を1回実施しました。図書館での展示は年2回実施の予定でしたが、年1回の展示で終わっています。大洲市立図書館(本館)のみの展示であったため、今後は、大洲市立図書館分館での展示も検討します。

自殺予防週間、自殺対策強化月間には、啓発ポスターの掲示を行っています。若年層への普及啓発として、39歳以下健診受診時や成人式に、リーフレットと相談先を掲載したチラシを配布しています。

(2) 市民向け講演会・イベント等の開催

心の健康づくり講演会

目標項目	目標値 (R6年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	評価
自殺対策への理解	80%以上	74.2	中止	64.4	未実施	6/30人※	×

心の健康づくり講演会実施後のアンケートで、「自殺対策の理解がどの程度深まったか」を0~100%で選択し、その数値が80%以上の人数と割合を示しています。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
80%以上(人)	23	中止	58	未実施	6
受講者(人)	31	中止	90	未実施	30
割合(%)	74.2	中止	64.4	未実施	6/30※

※ 令和6年度は、理解度を、「深まらなかった」「あまり深まらなかった」「どちらでもない」「深まった」「大変深まった」ととっているため評価できず、80%以上を「大変深まった」として計上しています。

《参考資料》 講演会実施後アンケートより

コロナ禍の為令和3年度は中止、令和5年度は実施していません。どの年も目標の達成には至っておらず、目標値の設定が高かったと考えます。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

目標項目	目標値 (R6年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	評価
ふれあいいきいき サロン参加者数	11,200 人以上	9,704	8,870	9,450	10,360	10,364	○

令和2年度から令和4年度はコロナ禍もあり、平成30年度の11,189人を大きく下回っています。令和6年度は10,364人でコロナ禍前に戻りつつあります。

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

目標項目	目標値 (R6年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	評価
SOSの出し方に関する教育開催回数 (小中学生対象)	1回 以上 ※1	未 実施	未 実施	未 実施	未 実施	未 実施	×
SOSの受け止め方教室開催回数 (教職員、保護者対象)		—	—	—	1回 ※2	1回 ※3	—

※1 目標値：令和6年度までに市内中学校で1回以上

※2 小中学校の教職員を対象に「SOSの受け止め方教室」として実施

※3 小中学校の教職員、保護者を対象に「SOSの受け止め方教室」として実施しました。「心の健康づくり講演会」と同時開催とし、広く市民にも参加を呼び掛けました。

- ・ 令和4年度まではコロナ禍もあり、「SOSの出し方に関する教育」は未実施でした。
- ・ 令和5年度に「SOSの出し方に関する教育」を実施する前の段階として、教職員を対象に「SOSの受け止め方教室」として実施し、25人の参加がありました。
- ・ 令和6年度には「心の健康づくり講演会」と同時開催し、30名の参加がありました。
- ・ 中学校での開催は実施できていません。

重点施策1 高齢者対策の推進

目標項目	目標値 (R6年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	評価
介護予防サークル数	26か所 以上	29	31	37	41	42	○
介護予防サークル 参加者数	—	441	461	530	613	533	-

令和6年度は42か所で、年々開催場所数が増加しており、目標値を達成しています。令和6年度の参加延べ人数は9,008人になっています。

重点施策2 生活困窮者対策の推進

目標項目	目標値 (R6年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	評価
心配ごと相談事業 相談件数	220件 以上	172	224	202	202	222	○

令和6年度は222件で、平成30年度の220件より増加しています。

目標値よりも件数が増えれば良いというものでもなく、評価が難しいと感じます。

重点施策3 無職者・失業者対策の推進

目標項目	目標値 (R6年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	評価
職業相談	12,300 件以上	10,984	11,977	10,273	10,926	10,494	○

令和6年度は10,494件で、平成30年度の12,299件より減少しています。

令和2年度はコロナ禍により、対面での相談が減少しました。

求職人口が減少しているため、相談件数のみでの評価は難しいと感じます。

一般の職業相談者の中にも求職の相談だけでなく、幅広い支援が必要な方が増えている印象があります。

【具体的施策による現状と評価】

★令和6年度の実施状況★

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

(1) 大洲市精神保健福祉連絡会：健康増進課
年3回開催しました。

(2) 大洲市要保護児童対策地域協議会：こども家庭センター、大洲警察署、
児童相談所他

代表者会議を年1回開催し、12人の参加がありました。

令和5年度からは、実務者会議を年3回開催し、延30人の参加が
ありました。

(3) 大洲市障がい者自立支援協議会：社会福祉課
年2回開催しました。

(4) 大洲市障がい者自立支援協議会専門部会：社会福祉課
全体会を年1回、各部会を合計15回開催しました。

基本施策3 市民への啓発と周知

(1) 相談窓口の周知：健康増進課

39歳以下健診350人、成人式で300人に相談窓口のチラシとパンフ
レットを配布しました。

(2) 精神障がい者家族教室：健康増進課

年2回開催し、13人の参加がありました。

(3) 市民大学：文化振興課

年2回開催し、合計で524人の参加がありました。

(4) 学級講座事業：文化振興課

30自治会において合計1,141回の「地域の学び事業」を開催し、延
25,111人の参加がありました。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

- (1) 思いを語ろう会（精神障がい者当事者のつどい）：健康増進課
年2回開催し、15人の参加がありました。
- (2) 民生児童委員活動事業：社会福祉課
訪問回数 17,336回、相談・支援件数 2,966件でした。
- (3) 障がい者基幹相談支援センター事業：社会福祉課
障がい者延 435人、障がい児延 73件の相談がありました。
- (4) 健康相談事業、訪問指導事業（精神関係）：健康増進課
訪問延 161件、相談延 205件、電話相談延 371件でした。
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業：こども家庭センター
175件の訪問を行いました。
※産後うつ質問票を使用しての産婦の心の状態の把握
産後2週間目 172人（リスクのある人 26人（15.1%））
産後1か月目 171人（リスクのある人 17人（9.9%））
- (6) 「相談窓口カード」の配布：大洲消防署
配布枚数は1件でした。
（令和5年度3件、令和4年度0件、令和3年度：0件、令和2年度：0件）
消防署職員が「相談窓口カード」を配布するタイミングが難しく、自殺未遂者や家族への接し方に自信がないため、声かけ出来にくい状況であることが分かりました。

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- (1) 心のケア事業（災害復興事業）：こども家庭センター
特別巡回相談を2回実施しました。

重点施策1 高齢者対策の推進

- (1) 認知症サポーター養成講座：高齢福祉課
2回実施し63人の参加がありました。
- (2) 物忘れ相談：高齢福祉課
12回実施し、16人の相談がありました。
- (3) 元気シニアサポーター養成講座、フォローアップ講座：高齢福祉課
12回実施し、延328人の参加がありました。

重点施策2 生活困窮者対策の推進

- (1) 消費者行政事業：商工産業課
90件の相談がありました。
- (2) 生活困窮者自立相談支援事業：社会福祉課
104件の相談がありました。
- (3) 生活福祉資金貸付事業：社会福祉協議会
貸付件数17件、コロナ特例貸し付けに関する償還等の相談が、延88件ありました。

【全体評価・課題】

男性はすべての年代において、女性は 50 歳以上の年代において、自殺死亡率が高くなっています。また、男性は 40 歳代の自殺死亡率が顕著に高く、働き世代の年代に対する自殺対策の推進が重要となっています。

自殺に至る心の健康状態には様々な悩みにより追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症などを発症するなども明らかになっており、社会全体で心の健康について正しく認識するよう啓発していく必要があります。

また、自殺者のうち 26.7%に自殺未遂歴があり、再度の自殺企図を防ぐための対策が必要です。

アンケートから、多くの回答者が日常生活で悩みやストレスを感じているにもかかわらず、相談窓口の存在や利用に消極的であることが明らかになりました。

人間関係の希薄さも相談しにくさの要因となっている可能性もあります。

相談しやすい環境づくりや相談窓口の周知徹底、適切な対応ができる人材の確保が重要であると考えます。

誰もがゲートキーパーの役割を担えるような地域コミュニティの活性化も必要です。

また、コロナ禍において、様々な分野で ICT が活用されている現状を踏まえ、多様な手段で相談できる体制の整備が重要となります。

さらに、どの年代においても、健康問題が多くを占めているにもかかわらず、健診受診率が低い傾向にあります。大切な人の健康を守るためにも、更なる受診の必要性の啓発を進めます。

また、近年では、予期せぬ妊娠や産後の子育てへの悩みなど女性の抱える問題や、子ども・若者の抱える問題は、多様化、複雑化、複合化しています。こどもの心の健康やライフステージごとの女性特有の視点を踏まえた対策も必要です。こども家庭センター、産科、小児科、学校等包括的な支援に取組みます。

第4章 自殺対策における取組



1 基本方針

自殺総合対策大綱を踏まえて、大洲市においては、以下の6つを「自殺対策の基本方針」として掲げています。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や倒産、多重債務、長時間労働、生活苦、育児や介護疲れ、いじめや孤独、孤立等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要となります。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義を持ち合わせるものです。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独、孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。また、孤独・孤立対策やこども家庭庁とも連携を図っていく必要があります。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

学校においては、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、児童生徒等を対象とした、つらいとき等に助けを求める教育（SOSの出し方に関する教育）を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取組んでいくことが必要です。

(5) 国、愛媛県、大洲市、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、大洲市だけでなく、国や県、関係団体、民間団体、企業、市民が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえ、このことを改めて認識して取り組むことが必要です。

2 施策の体系

大洲市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「6つの基本施策」と、大洲市における自殺の現状を踏まえてまとめた「4つの重点施策」で構成されています。

「6つの基本施策」は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことの出来ない基盤的な取組です。「4つの重点施策」は、大洲市における自殺のハイリスク層となっている「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営者」に対する施策の他に、今回、新たに「女性」を追加した取組です。それぞれの対象者に対して、庁内の様々な施策を結集させることで、「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

なお、参考資料として、自殺総合対策大綱に基づく、「生きる支援関連施策」を掲載しています。大洲市が実施している事業を自殺対策に活かすべくまとめた施策となっています。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない大洲市

基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

(5) 国、愛媛県、大洲市、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

施策

《基本施策》

1 地域におけるネットワークの強化

2 自殺対策を支える人材の育成

3 市民への啓発と周知

4 自殺未遂者等への支援の充実

5 自死遺族等への支援の充実

6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

《重点施策》

1 高齢者対策の推進

2 生活困窮者対策の推進

3 勤務・経営者対策の推進

4 女性の自殺対策の更なる推進

3 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

【関連する SDGs の 17 のゴール】



大洲市の自殺対策を総合的に推進するためには、国・県、関係団体、企業、市民が、連携・協働して、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関連する分野での活動が自殺対策に寄与するため、様々な領域において積極的に自殺対策に参画することのできる環境を整えていく必要があります。

大洲市でも、自殺対策を推進するため、地域におけるネットワークの強化を図ります。

事業名	事業内容	担当部署名
大洲市障がい者自立支援協議会	相談事業を始めとする地域の障がい福祉に係る支援体制の整備、その他これらの事業に関する事項について協議します。	社会福祉課
大洲市障がい者自立支援協議会専門部会	相談支援部会・就労部会・地域移行部会・子ども福祉サービス部会で、協議会から付託された事項を具体的に協議します。	社会福祉課
大洲市要保護児童対策地域協議会	要保護児童等の実態を把握するとともに、関係機関等と情報交換を行い、要保護児童や保護者、特定妊婦への支援内容を協議します。	こども家庭センター 子育て支援課 大洲警察署 児童相談所 他
大洲市自殺対策推進会議	自殺対策を総合的に推進するために大洲市自殺対策推進会議を開催し、関係機関・団体が連携を図るとともに自殺対策の進捗状況を協議します。	健康増進課
大洲市健康づくり推進協議会	健康づくりを推進するために大洲市健康づくり推進協議会を開催し、関係機関・団体が連携を図るとともに心の健康づくりを推進するための協議を行います。	健康増進課
大洲市精神保健福祉連絡会	精神障がい者の社会参加、生活支援をすすめるため、関係機関の連携を強化するとともに、地域の実情に応じた社会復帰活動を推進します。また、精神障がい者に対する理解を促し、大洲市の精神保健福祉の向上を図ります。	健康増進課

専門医や専門の医療機関への紹介・連携	相談内容に応じて、専門医の療機関を紹介し、早期に治療に結びつくような支援を行います。	健康増進課
地域自殺対策検討連絡会	管内の自殺対策が総合的かつ効果的に推進されるために、自殺対策機関及び団体等と連携を強化し、支援体制の構築を図ります。	八幡浜保健所
地域自殺対策検討連絡会ワーキング部会	地域の自殺対策の実務者により、管内の自殺未遂者支援や現状等について情報交換を行い、管内での支援方法や体制整備を検討します。	八幡浜保健所
精神保健連絡会	管内各市町・医療機関・社会復帰施設等が集まり、精神保健福祉医療の体制づくりのための研修や検討を行います。	八幡浜保健所
精神障がい者地域移行支援事業	退院可能な精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援を推進します。	八幡浜保健所
ひきこもり支援推進事業	保健・福祉・医療・教育・就労機関との連携を強化し、継続的支援を図ります。また、支援者同士が支え合うことを目的としています。	八幡浜保健所
自殺未遂者支援事業	八幡浜保健所管内市町、二次救急医療機関、精神科病院、消防、警察等と連携し、自殺未遂者やその家族及び自死遺族等に対する相談支援を強化する体制づくりを行います。	八幡浜保健所

評価指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
大洲市自殺対策推進会議の開催	1回	年1回以上
大洲市健康づくり推進協議会の開催	1回	年1回
大洲市要保護児童対策地域協議会	代表者会議 1回 実務者会議 3回	年1回 年1回以上

(2) 自殺対策を支える人材の育成

【関連する SDGs の 17 のゴール】



さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。

人材育成については、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係者だけでなく、一般住民に対しても、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修を行います。

地域のネットワークは、それを支える人材がいてこそ機能します。大洲市の自殺対策を支える人材の育成も推進します。

事業名	事業内容	担当部署名
職員研修	職員向け研修において、メンタル対応等の研修の機会を設け、自殺予防対策の視点から、心身の健康支援を担える人材を育成します。	総務課
ゲートキーパー養成講座	市民や職員をはじめ、民生児童委員や介護・福祉関係者等関係機関、各種団体、ボランティア、企業の職員等を対象にゲートキーパーの役割を担えるよう、ゲートキーパー養成講座を開催します。	健康増進課
SOSの受け止め方に関する教育	教職員やスクールカウンセラー等を対象に、児童生徒からのSOSに気づき、傾聴、必要な支援へのつなぎ、見守りが出来る人材の育成に努めます。	健康増進課 教育総務課 小学校 中学校
ボランティアセンターの運営	ボランティアによる地域福祉活動の推進のために、相談援助、講座の開催、広報活動を行います。	社会福祉協議会
人材育成事業	若年者や自殺未遂者などに関わる人材を育成し、相談体制の充実と適切な支援のため、研修を行います。	八幡浜保健所

評価指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
ゲートキーパー養成講座のアンケートで「自殺対策の理解が深まった」と回答した者の割合	57.6%	80%以上

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に「気づき」「声をかけ」「話を聴いて」「必要な支援につなげ」「見守る」人です。

(3) 市民への啓発と周知

【関連する SDGs の 17 のゴール】



自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った場合には「誰かに援助を求めることが適当である」ということを積極的に普及啓発する必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じて啓発事業を行います。

大洲市では、市民を対象に様々な機会を利用して、相談機関等の周知を行うとともに、市民が自殺対策について理解を深めることができるよう、講演会等を開催します。

1) リーフレット・啓発グッズ・ツール等の作成と活用

事業名	事業内容	担当部署名
広報活動	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、心の健康や自殺対策についての啓発を行い、知識の普及に努めます。(広報、ホームページ、リーフレットの配布、ポスターの掲示)	企画情報課 健康増進課
相談窓口の周知	心の健康についての相談窓口一覧を作成し、様々な手段で周知し、気軽に相談できる体制を整備します。	健康増進課
図書館での心の健康に関する展示	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、市内図書館で心の健康についての本や資料を紹介します。	文化振興課 健康増進課
公共施設における啓発	公共施設において、心の健康についての啓発資料、ポスターの掲示や相談窓口一覧の配布を行います。	健康増進課 本庁、支所、各 コミュニケーション等
普及啓発事業	関係機関・団体と連携し、自殺予防週間や自殺対策強化月間のほか、広く地域住民に周知できる機会を通してパネル展示やリーフレットの配布を行います。	八幡浜保健所

評価指標	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 11 年度）
広報等での啓発回数	年 1 回	年 2 回以上
図書館での展示	年 1 回 1 か所	年 1 回以上 周知場所を増やす

2) 市民向け講演会・イベント等の開催

事業名	事業内容	担当部署名
心の健康づくり講演会	心の健康や自殺対策についての理解を深めるために講演会を実施します。	健康増進課
各種健康教育	心の健康や自殺対策について、市民を対象に健康教育や出前講座を行います。	健康増進課

評価指標	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 6 年度）
講演会等のアンケートで「自殺対策の理解が深まった」と回答した者の割合	6/30 人	80%以上

3) 教室・相談等の開催

事業名	事業内容	担当部署名
民生児童委員活動事業	民生児童委員活動の中で、地域住民が抱えている自殺のリスクとなる悩みや不安、課題を早期発見し支援につなげます。	社会福祉課
障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者等の様々な問題についての相談に応じ、情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行います。また、関係機関との連絡調整も行います。	社会福祉課
精神障がい者家族教室	家族相互の交流を図りながら、疾病や社会資源について理解を深めるとともに、家族の不安や悩み、孤立感を軽減します。	健康増進課
思いを語る会（精神障がい者当事者のつどい）	仲間同士が自由に語り合い、グループ活動や保健師等との交流を通じて、対人関係等の改善や自己表現力の向上を図ります。交流や学びを通して、地域で生活するための適応力を高める支援を行います。	健康増進課
精神保健相談・訪問	精神障がいや悩みを抱える方とその家族に対して、相談や訪問により、個別支援を行います。	健康増進課

国民健康保険特定健康診査等事業	国民健康保険に加入する40歳以上74歳以下の被保険者に対し、特定健康診査を行い、生活習慣病予防に努めます。また、健康診査を通じて自殺リスクが高いと思われる人を必要な支援先へつなぐと同時に相談先等の情報提供を行います。	健康増進課
基本健康診査事業 39歳以下健康診査事業	若い世代から健康に関心を持ち、自分の健康状態を確認することで病気の予防・早期発見・早期治療につなげます。働く世代の健康づくりに向けた各種施策との連動性を高めていくとともに、健康づくりの推進を図ります。	健康増進課
後期高齢者医療健康診査事業	健康診査を実施することにより生活習慣病等の早期発見に努め、健康能力の保持増進及び健康意識の向上を図ります。また、健康診査を通じて自殺リスクが高いと思われる人を必要な支援先へつなぐと同時に相談先等の情報提供を行います。	健康増進課
がん検診事業	がんの早期発見・早期治療を目的として、受診の勧奨や精密検査の必要な人には早期受診をすすめます。検診を通じて自殺リスクが高いと思われる人には、必要な支援先へつなぐと同時に相談先等の情報提供を行います。	健康増進課
心配ごと相談事業	日常生活における心配ごとや悩みに対して、様々な職種や民生児童委員等が関係機関と連携して解決のための助言や支援を行います。	社会福祉協議会
依存症対策地域連携強化事業	依存症に関する支援者向けの研修会の開催や、アルコール依存症に関する個別相談、家族のつどいを開催し、正しい知識の普及啓発、相談支援を実施します。	八幡浜保健所
ひきこもり支援推進事業	保健、福祉、医療、教育、労働等の関係機関が連携し、ひきこもりの方やその家族への支援を行います。	八幡浜保健所

(4) 自殺未遂者等への支援の充実

【関連する SDGs の 17 のゴール】



自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高いことから、確実に相談機関等につなげるなど、自殺未遂者が抱える問題等に対し、的確な支援を行い、再び自殺を図ることがないように対策が必要です。

大洲市においても、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐために、保健所や救急医療機関、消防、警察等関係機関が連携し、自殺未遂者や自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当部署名
「相談窓口カード」の配布	八幡浜保健所から配布されている「相談窓口カード」をすべての救急車に積載して、自殺未遂者やその家族に対してタイミングを見ながら配布します。	大洲消防署
自殺未遂者支援事業（再掲）	八幡浜保健所管内市町、二次救急医療機関、精神科病院、消防、警察等と連携し、自殺未遂者やその家族及び自死遺族等に対する相談支援を強化する体制づくりを行います。	八幡浜保健所
自殺未遂者支援関係者研修会	自殺未遂者支援に対応する人材を育成し、自殺未遂者の再度の自殺企図の予防に努めるとともに、支援体制の連携強化を行います。	八幡浜保健所
医師等による心の相談	心の健康に不安がある人に対し、医師等の専門家による相談を実施し適切な支援につなげます。	健康増進課

評価指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
医師等による心の相談	—	年2回以上

(5) 自死遺族等への支援の充実

【関連する SDGs の 17 のゴール】



身近な人の死は誰にとってもつらく苦しい出来事で、遺された人は、感情面、身体面、行動面、生活面等で様々な影響を受けることがありとされています。

自死遺族等を取り巻く環境は改善されてきていますが、社会にはまだ自殺に対する周囲からの誤解や偏見があり、自死遺族等にとっては悩みや困難、苦しさを相談する相手も限られ、心理的にも身体的にも辛い状況となることが報告されています。

大洲市においても、遺された人の気持ちに寄り添いながら支援する総合的な相談支援体制の整備に努めます。

事業名	事業内容	担当部署名
相談窓口の情報提供	死亡届出時、「おくやみハンドブック」を配布し相談窓口の周知を行います。	市民課
自殺未遂者支援事業（再掲）	八幡浜保健所管内市町、二次救急医療機関、精神科病院、消防、警察等と連携し、自殺未遂者やその家族及び自死遺族等に対する相談支援を強化する体制づくりを行います。	八幡浜保健所
自死遺族等支援研修会	自死遺族等支援に対応する人材を育成し、遺族等が安心して悩みを打ち明けられる体制づくりを行います。	八幡浜保健所
遺族等に対する偏見をなくすための普及啓発	ゲートキーパー研修、心の健康づくり講演会等を通じて、自殺や自死遺族等に対する理解を深め、偏見をなくしていくことで、遺族が安心して悩みを打ち明けられる環境をつくり、心のケアにつなげます。	健康増進課

評価指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
遺族等への総合的な相談支援体制の整備	—	自死遺族の気持ちに寄り添い、生きるための適切な支援を推進する

(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【関連する SDGs の 17 のゴール】



児童生徒が、「困難やストレスに直面した時には、信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことが大切です。様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)をすすめていきます。また、こどもがSOSを出しやすい環境づくりや、こどもが出したSOSに周囲の大人が気づき、受け止め、適切な対応がとれるよう普及啓発を行います。

事業名	事業内容	担当部署名
人権・同和教育推進事業	人権・同和教育問題学習に関する教職員の研修を通して、学校教育における人権意識の向上を推進するとともに、児童生徒に人間としての自由や平等、命の大切さを伝える授業を実践します。	人権啓発課 教育総務課
放課後児童健全育成事業	健全な育成を図るために、共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供します。問題を抱えている保護者やこどもがいた場合には、職員が必要な機関へつなぐ等の対応を行います。	子育て支援課
心のケア事業 (災害復興事業)	災害で心に強い衝撃を受けたことにより、身体的・精神的な不調を訴えるこどもや保護者に対し、専門知識を持った相談員(臨床心理士)による特別巡回相談を行います。	こども家庭センター
ヤングケアラーへの対応	学校や関係機関と連携して、ヤングケアラーとその家庭の生活状況の改善に向けた相談対応を行います。	こども家庭センター
SOSの出し方に関する教育	学校や地域の状況を踏まえつつ、児童生徒が命の大切さを理解し、困難な場面やストレスに直面した時の対処方法や、SOSの出し方を学ぶための教育を行います。	教育総務課 小学校 中学校 健康増進課
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉士等の専門知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒及び保護者の相談に応じたり、関係機関とのネットワークを活用したりした支援を行います。	教育総務課

ハートなんでも相談員設置事業	ハートなんでも相談員を設置し、関係機関とも連携した包括的な支援を行うことにより、問題行動、不登校等を未然に防ぐとともに早期発見、解決に努めます。	教育総務課
青少年センター運営事業	少年問題を取り扱う関係機関・団体等との緊密な連携を図り、少年に対する生活指導及び補導活動を総合的かつ効率的に行い、少年の健全育成に寄与します。いじめ・不登校防止への取組みと対策について情報提供を行います。	文化振興課
思春期メンタルヘルス研修会	保健・教育関係者等を対象に、思春期のメンタルヘルスに関する知識と技術を学び、思春期の子どもやその家族を支援する人材の育成に努めます。	八幡浜保健所

評価指標	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 11 年度）
SOSの出し方に関する教育の開催	—	全小中学校の 7 割以上

4 重点施策

(1) 高齢者対策の推進

【関連する SDGs の 17 のゴール】



高齢者は、退職、収入の減少、社会的役割の縮小、介護、身体機能の低下、認知症や身体疾患、配偶者や親しい人との死別など、喪失体験や複数の問題をきっかけに、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい状態にあります。このような高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

大洲市における、性・年代別の平均自殺死亡率（地域自殺実態プロフィール）は、男性ではどの年代でも高くなっており、女性では 50 歳以上が高く、特に女性の 70 歳代が、全国・愛媛県と比較しても顕著に高い状況です。

地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図り、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタルの醸成を促進する施策を進めます。

1) 包括的な支援のための連携の推進

事業名	事業内容	担当部署名
認知症ケア向上推進事業	医療や介護、日常生活における支援が有機的に結びついた体制を整え、認知症の方が出来る限り住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう支援します。認知症初期集中支援チームを活用し、早い段階で対象者への関わりが出来るように支援します。	高齢福祉課

2) 地域における要介護者に対する支援

事業名	事業内容	担当部署名
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を普及するため、認知症の人や家族を支える認知症サポーターを養成します。	高齢福祉課

3) 高齢者の健康不安に対する支援

事業名	事業内容	担当部署名
物忘れ相談	物の置き場所を忘れる、心配や気がかりなことが増えた等、心の健康について気軽に相談できる場として対応します。	高齢福祉課
認知症カフェ	認知症の方や、認知症の家族がいる方、認知症に関心のある方、介護従事者等が、気軽に集まり、悩みを共有したり情報交換したりできる場を提供します。	高齢福祉課
介護予防サークル	人との交流を通じて、心身共にいきいきと元気に過ごしながら、自分の家でずっと生活が続けられるように身近な場所の集まりとして支援します。	高齢福祉課
元気シニアサポーター養成講座・フォローアップ講座	サークル活動の核になるリーダーを養成し、身近な地区の仲間と一緒にがんばる活動を支援します。また、高齢者の心の健康に関心を持つ人材の育成に取組みます。	高齢福祉課
一般介護予防事業	一般高齢者の生活に役立つ支援を行います。	高齢福祉課
健康状態不明者の実態把握	過去1年間に、医療・健診・介護サービスなどの利用がない健康状態が不明な高齢者や、閉じこもりの可能性がある高齢者等を訪問し、健康状態等の把握及び必要な支援へとつなげます。	健康増進課
ふれあいいきいきサロン	高齢者の孤独感の解消、生きがいづくりを促進し、外出、交流の機会を提供します。企画、運営を地域住民と高齢者が共同で行い、サロンを開催することで、交流の場が生まれ、孤立感を和らげます。	社会福祉協議会

評価指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
介護予防サークル数	42か所	42か所（維持）
認知症サポーター養成講座	60人	140人
ふれあいいきいきサロン参加者数	10,364人	11,200人以上

(2) 生活困窮者対策の推進

【関連する SDGs の 17 のゴール】



生活困窮者の背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。

社会的に孤立した生活困窮者を地域の人々とつなぐ活動は、生きることの促進要因を強化するとともに、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、支援へとつなぐ自殺対策にもなります。

生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めます。

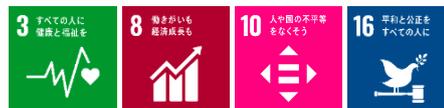
事業名	事業内容	担当部署名
納税相談	市税等の納税相談の時に、生活面で深刻な問題を抱えている、困難な状況にある方のための相談先を紹介します。	税務課
生活困窮者自立相談支援事業	経済的な問題だけでなく社会的な孤立や医療問題など複雑な課題を抱えている生活困窮者の相談に応じ、必要な支援につなげ生活上の問題の解消を図ります。	社会福祉課 くらしの相談支援センター
低所得者対策事業	低所得者の方が負担を気にせずにサービスを利用できるように、利用者負担を軽減した総額の一部を社会福祉法人に対して助成します。	高齢福祉課
消費者行政事業	消費生活相談窓口を設置し、消費生活相談員により、消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について問題解決の手助けを行う、情報提供・啓発活動を行います。	商工産業課
市営住宅施設管理事業	安価な家賃で安心・安全な居住環境を提供します。	都市整備課
水道料金徴収業務	水道料金の滞納者に対して料金の支払いを促す際に、生活面で深刻な問題を抱えている、困難な状況にある方の相談先を紹介します。	上下水道課
生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がい者、高齢者世帯に対して資金の貸し付けを行います。	社会福祉協議会

心配ごと相談事業 (再掲)	日常生活における心配ごとや悩みに対して、様々な職種や民生委員等が関係機関と連携して解決のための助言や支援を行います。	社会福祉協議会
------------------	--	---------

評価指標	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 11 年度）
心配ごと相談事業相談件数 (再掲)	222 件	250 件以上

(3) 勤務・経営者対策の推進

【関連する SDGs の 17 のゴール】



勤務・経営環境をめぐるっては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護等との両立の難しさ、長時間労働の是正やワークライフバランスの推進など様々な課題が挙げられることから、国はそれぞれの状況等に応じた多様な働き方が選択できる社会の実現を目指し、働き方改革を推進してきました。

大洲市における自殺死亡者のうち、有職者は 40%を占め、そのうち、被雇用者・勤め人が 92.3%であり、特に 40 歳代の男性において、愛媛県・全国と比較しても高い状況です。

国の働き方改革に係る諸施策を踏まえつつ、職場環境や労働環境の多様化に対応できるよう、職場でのメンタルヘルスの推進、ハラスメントの防止の普及啓発など、関係機関・商工会等と連携しながら取組みを推進します。

事業名	事業内容	担当部署名
全国労働衛生週間、過労死等防止啓発月間の普及啓発	労働者の健康管理や職場環境の改善等労働衛生に関する国民の意識を高め、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康被害の防止対策やメンタルヘルス対策等、さまざまな自主的な取組みがされるよう普及啓発を行います。	総務課 健康増進課
職員ストレスチェック事業 職員メンタル相談	職場における心理的負担の程度をチェックし、職場の人間関係や支援関係といった視点も踏まえて、メンタルヘルス対策の更なる充実を推進します。また、心の健康に不安のある職員を対象に保健師等の専門職による相談の機会を提供します。	総務課
人権相談	差別、暴力、いじめ、ハラスメント等あらゆる人権問題について、人権擁護委員が相談を行います。	人権啓発課
大洲市中小企業者・小規模事業者応援事業補助金	市内で、経営改善や事業規模拡大などを目指す中小企業者・小規模事業者や、市内で新たに創業を目指す方々を応援するため、補助金を交付します。支援内容別に 11 種類の補助金を用意しています。	商工産業課
大洲市中小企業振興資金融資制度	市内の中小企業者の方々が資金を円滑に調達でき、育成振興を図るために、大洲市が指定金融機関に運用資金を預託し、愛媛県信用保証協会が融資に対して信用保証を行います。(対象要件あり)	商工産業課

職業相談	就労についての相談を行います。若者、障がい者等に対しては、就労から定着までの支援などを行います。 相談者の状況に応じて、関係機関への紹介を行います。	ハローワーク
働く世代への心の健康の普及啓発	働く世代に対し、相談窓口や心の健康に関する情報提供を行います。	健康増進課
教職員メンタルヘルス研修個別相談事業	心理療法士を各学校に派遣して、カウンセリングによりメンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を行います。また、教職員対象の研修会を行います。	教育総務課
職域の健康づくり応援事業	企業を対象に、けんこう応援レターを配信し、職域保健の充実が図れるよう支援します。	八幡浜保健所

評価指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
職業相談	10,494件	12,300件以上

* 職業相談には、退職者の相談を含む

(4) 女性の自殺対策の更なる推進

【関連する SDGs の 17 のゴール】



全国における自殺死亡率は、近年、全体では低下傾向にあるものの、女性の自殺者数は令和 2 年に 2 年ぶりに増加し、令和 3 年、令和 4 年と更に前年を上回っています。大洲市は、特に 50 歳以上の女性の自殺死亡者数が高い状況にあり、女性への対策が重要となっています。

令和 4 年 10 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に、新たに女性に対する支援の強化が位置づけられたことに伴い、これまでの様々な取組に加え、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるための伴走型支援の充実により、予期せぬ妊娠等で悩みや不安を抱えた方等への支援の推進、産後初期段階における支援の強化を図る取組や、困難な問題を抱える女性への支援を推進していきます。

事業名	事業内容	担当部署名
男女共同参画事業	女性問題の現状と課題について協議するとともに問題解決のための自主活動を推進し、情勢の地位向上と開かれた男女共同参画社会の実現を目指します。男女共同参画推進会議や女性団体連絡協議会で自殺防止対策をテーマとして研修会を行うことで、自殺対策への理解を深めるとともに、相談先等の周知も行います。	企画情報課
児童館管理運営事業	児童厚生員がクラブや行事等において、子育て中の保護者から育児に関する各種相談に様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応します。	子育て支援課
保育所運営事業	就学前の子どもにも保育を提供することで、児童の心身の健全な発達を図ります。	子育て支援課
子育て支援センター運営事業	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応します。	子育て支援課
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から子育て期まで、各ライフステージに応じた不安や悩みに寄り添い、継続的な相談支援（伴走型相談支援）を行うとともに、関係機関と連携しながら、困難な状況にある家庭に対し積極的な介入を行って必要な支援につなげます。	こども家庭センター

産婦健康診査事業	産後うつの予防や新生児への虐待防止を目的に、産後2週間、産後1か月の出産後間もない産婦の健康診査に係る費用を助成することで、産婦の心身の異常の有無を早期に発見し、支援を開始します。	こども家庭センター
妊産婦・乳幼児訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母親等の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や、親子の心身の状況等を把握し助言を行います。また、育児ストレスを抱え、子育てに不安や孤立感を抱える家庭には、保健師や助産師、保育士等専門職が定期的に訪問し、養育に係る助言や利用できるサービスの紹介を行うことで、課題の解決、軽減を図ります。	こども家庭センター
産後ケア事業	産後ケア利用希望のある方に対し、産後ケア実施施設が宿泊、通所、訪問等により母体管理や生活指導、母乳相談などの産婦のニーズに応じた支援を提供します。特に、産後の心身の不調や育児不安の強い方に対しては、実施施設と市が連携して必要な支援につなげます。	こども家庭センター
産前・産後サポート事業	妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、親子の集まる場（ママほっと広場、子育て応援広場等）において、子育て経験者や専門職が、気持ちを傾聴し、必要に応じてアドバイスを行うとともに、子育ての仲間づくりを行うことで、育児不安や孤立感の解消を図ります。 また、産後の養育に不安を抱える妊婦や、産後の心身の不調のある産婦に対し、妊産婦相談を行うことで、一人一人の状況に応じた助言や支援を行い、危機的状況に陥ることのないよう支援します。	こども家庭センター
ファミリーサポートセンター事業	子育て支援が必要な利用会員とサポート会員が育児について相互理解のもと支援活動を行います。サポート会員は、子育ての悩み等について必要時には専門機関の支援につなげます。	こども家庭センター
子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により一時的に家庭で児童を養育することが困難となった場合等において、児童福祉施設等において一定期間養育・保護します。対応する職員が家庭の状況や保護者の抱える悩み等を察知し、必要な場合には専門機関等につなぎます。	こども家庭センター

家庭相談事業	家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化など、相談・指導・助言を行います。関わりの中で自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関につなぐ等の対応を強化します。家庭内暴力（DV）やこどもへの虐待は家庭に困難な状況があることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクを軽減させます。	こども家庭センター
児童虐待関連事業	こどもに関する相談や通告等に対応し、支援に必要な家庭や児童に対し、必要な関係機関につなぐ等迅速で適正な対応を図ることで虐待を防ぎます。	こども家庭センター
DV・女性相談事業	家庭内暴力（DV）、性暴力、生活困窮などの問題に直面する女性たちからの相談を受け、適切な支援を行います。	こども家庭センター
情報提供・普及啓発	女性の相談窓口に関する情報提供を行います。女性に多い疾患等や、予防に向けての知識を普及するための情報発信を行います。	健康増進課
健康相談	保健師・栄養士・歯科衛生士等が、面接や電話で相談に応じ、必要に応じて関係機関につなげます。	健康増進課
健康教室	生活習慣病や女性に多い疾患等の予防について、正しい知識の普及を図ります。	健康増進課

評価指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
様々な困難や課題を抱える女性に寄り添った支援	—	妊産婦への伴走型支援をはじめ、女性特有の視点を踏まえた情報提供、相談支援等に取組む

第5章 自殺対策の進捗体制

1 計画の進捗体制

(1) 大洲市自殺対策推進会議

幅広い関係者の意見を十分に反映させるため、学識経験者、医療、福祉、保健、教育、商工・労働、警察・消防、行政等で構成する「大洲市自殺対策推進会議」において、地域におけるネットワークの強化を図り、専門的な意見や情報を取り入れ、自殺対策を総合的に推進します。

(2) 庁内関係機関との連携

各事業の進捗状況については、進捗確認シートを用いて確認を行います。

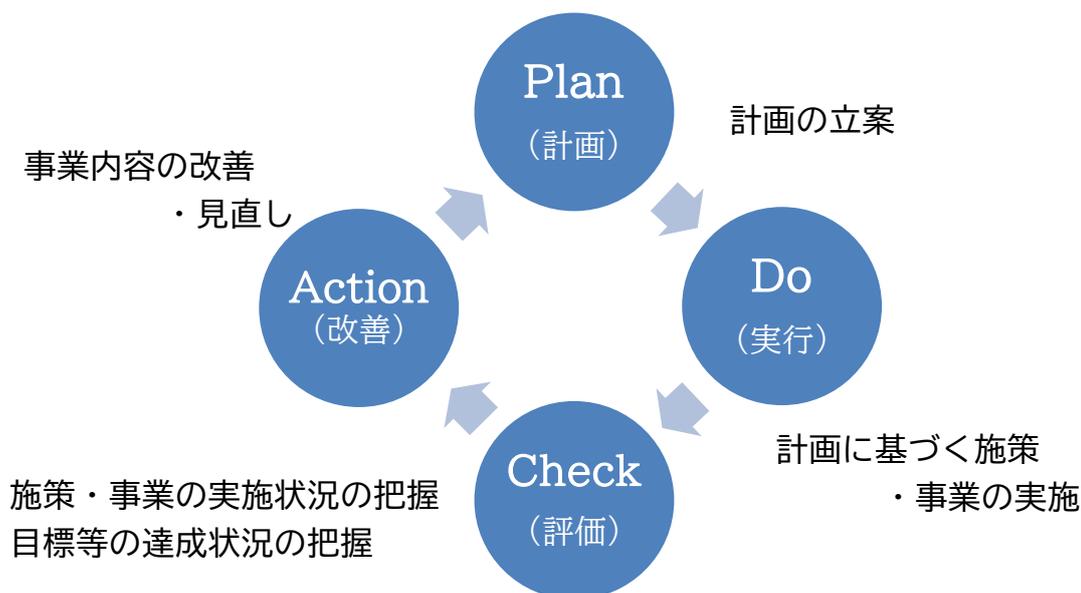
各事業の担当課において、前年度の評価を行い、各施策の進捗状況を把握し、課題の整理を行い、計画の内容などについて意見調整を行いながら、その状況を踏まえて事業の取組みの見直しを行います。

2 進捗管理

今後も、関係団体、有識者等で構成される「大洲市自殺対策推進会議」を定期的に開催し、計画の全体的な進行管理と評価を行います。

本計画に基づく事業や取組みは、PDCA サイクル(計画⇒実行⇒評価⇒改善)に基づき、計画の進捗状況について定期的に評価や点検を行うとともに、新たな事業の企画・立案など、取組みの推進を図ります。

なお、社会情勢等に大きな変化があった場合は、計画期間の途中であっても内容の見直しを行うことができるものとします。



参考資料

1 生きる支援関連施策

事業名	事業内容	担当部署名
自主防災組織支援事業	地域住民が防災組織を結成し、日頃から地震や洪水などの災害に備えた防災活動の実施を支援します。	危機管理課
防災行政無線等管理事業	災害時に速やかな防災情報を市民へ伝達し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。 また、行政情報を的確に届けることで、市民に行政サービスの利用と利便性の向上を図ります。	危機管理課
地区防犯協会補助事業	地区防犯協会と連携し、支援や対策の検討、啓発活動などを通じて、抱えている問題に対して適切な相談先につなぐことで、問題の早期解決を図ります。	危機管理課
交通安全推進協議会補助事業	交通安全推進協議会が実施する各種交通安全啓発活動や、構成団体等の会合を通じて、問題に対する適切な相談機関へとつなぐことにより、問題の早期解決に努めます。	危機管理課
交通安全協会補助事業	悲惨な交通事故から市民の尊い命を守り、安全で安心な交通社会の実現に寄与します。また、交通安全協会と協力し、交通安全教室や街頭指導等の機会において、抱えている問題に対して適切な相談先につなぐことで、問題の早期解決を図ります。	危機管理課
各種納税相談	各種税金や保険料等の支払いの際、生活苦や借金等の経済的な問題を抱えている状況にある方の相談を行います。	税務課
人権啓発活動事業	全ての市民の人権が尊重され、いきいきと暮らせる社会の実現を目指し、家庭や学校、地域社会、職場など、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発活動を推進します。	人権啓発課
人権・同和教育推進事業	地区懇談会、各学級等において、命を大切にする研修を行っていく中で、自殺対策を啓発する機会とします。	人権啓発課
地域公共交通対策事業	地域公共交通網形成計画に基づき交通利便性の向上や交通空白期間の解消を図ります。	地域振興課
地域づくり事業	魅力ある地域づくりに取組むため、自治会を対象に、地域環境整備や備品整備等に必要な経費について大洲市が補助金を交付します。	地域振興課

事業名	事業内容	担当部署名
自治会活動補助事業	地域における自治会活動を支援し、自治意識の向上と地域振興を図ります。	地域振興課
ふれあい交流事業	少子化対策として、市内において独身男女が出会う機会を充実させ、参加しやすい環境を整備します。	地域振興課
集会所整備事業	地域住民がコミュニティ活動・ボランティア活動などの拠点施設として利用し、快適で楽しい近隣生活を送れるように集会所を整備します。	地域振興課
移住・定住促進事業	若者の移住・定住・地元回帰や移住支援等に関する制度を創設し、深刻な人口減少対策を講じます。	地域振興課
国民健康保険高額療養費貸付事業	療養費が著しく高額で支払いが困難な被保険者に対して療養費の一部を貸し付けることで、安心して必要とする療養を受けられるようにします。資金貸与時の聞き取りで困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、必要があれば関係機関につなぎます。	市民課
重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者と家族の経済的負担の軽減を図り、保健の向上と福祉の増進のために、重度心身障害者の医療費を助成します。受給者証更新時に面談を行うことで、問題の早期発見に努めます。	市民課
子ども医療費助成事業	子育て世代の医療費負担の軽減を図り、乳幼児・児童の保健の向上と健やかな育成を図るために、就学前の乳幼児及び小中学生を養育している保護者に対して、医療費を助成します。医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減につなげるとともに保護者との面談等で問題の早期発見に努めます。	市民課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、保健の向上と福祉の増進のために、ひとり親家庭の医療費を助成します。医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減につなげるとともに保護者との面談等で問題の早期発見に努めます。	市民課
医療費に関する相談	医療費の自己負担額が高額となった相談者に対して、高額療養費制度について説明し、その対象となる場合は申請を促すなど、安心して医療を受けることができるよう支援に努めます。	市民課

事業名	事業内容	担当部署名
年金相談	国民年金の窓口申請等各種手続き時に、生活状況の把握に努め、経済的な理由により、保険料を納めることが難しい場合は、保険料免除手続きや減免申請など制度の案内を実施します。	市民課
生活保護扶助事業	生活保護受給者には、精神疾患のある方やひきこもり傾向のある方、家族や社会から疎遠になっている方も多いため、生活保護ケースワーカーによる定期訪問や相談において、聞き取りや面談により個々が抱える問題を早期に察知し、適切な支援につなげます。	社会福祉課
障がい者相談支援事業	在宅の障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の障害福祉サービスの利用等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止や早期発見に努めます。また、関係機関との連絡調整を図りつつ、権利擁護に必要な相談支援等を行います。	社会福祉課
障がい者虐待の対応	障がい者の虐待防止に努め、虐待を早期発見して改善できるよう支援します。	社会福祉課
障がい者日中一時支援	障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図ります。	社会福祉課
介護給付・訓練等給付事業	障がい者等の有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう適切な障がい福祉サービスを提供します。障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援につなげるなどの支援を行います。	社会福祉課
大洲愛育ホーム運営事業	就学前の発達障がい児等が通園し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供します。保護者への相談支援の中で、必要時には他の相談機関につなぐなどの支援を行います。	社会福祉課
意志疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に手話通訳や要約筆記等の方法により、意思疎通を仲介する通訳者等を設置または派遣します。	社会福祉課
特別障害者手当等支給事業	精神（知的含む）または身体に重度の障がいをもつ児童、及び精神（知的含む）または身体に著しく重度の障がいをもつ方に手当を支給します。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当部署名
大洲地区保護司会補助事業	犯罪を犯した者の改善・更生を助け、犯罪予防のための啓発・環境浄化を図り、公共の福祉に寄与することを目的として活動する保護司会に補助金を交付します。	社会福祉課
県更生保護会補助事業	被保護者の健全な社会復帰を促進する活動を行う県更生保護会に対して補助金を交付します。	社会福祉課
大洲・喜多地区更生保護女性会補助事業	女性の立場から地域の青少年の非行を防止し、犯罪に陥った人の更生に協力し、子育て支援や地域のよりよい環境づくりを目的として活動している更生保護女性会に対して補助金を交付します。	社会福祉課
知的障害者施設運営事業 (大洲学園)	施設において、入浴や食事の介護などを行い、また、創作活動や生産活動の機会を提供し、知的障がい者が、有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。	社会福祉課
児童手当事業	18歳到達時の最初の3月31日までの子どもを養育している方に、児童手当を支給します。	子育て支援課
病児保育事業	保護者が就労している等子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病児保育室で保育することで安心して子育てができるよう支援します。 保育士・看護師が保護者との関わりの中で必要時には他機関と連携して支援を行います。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭の保護者のうち、支援の必要な人に児童扶養手当を支給します。	こども家庭センター
妊婦一般健康診査事業 乳児一般健康診査事業 乳幼児健康診査事業 10か月育児相談	健康診査を通じて、妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を行い、早期に問題を発見するとともに、問題があれば関係機関につなげます。育児不安や育児ストレスの軽減、様々な悩みの解決が図れるよう、多職種が相談・助言・指導を行います。	こども家庭センター
母親学級 両親学級	妊婦や家族の妊娠・出産・子育てに関する学習の場とするとともに、妊婦の孤立化を防ぎ、仲間づくりを行います。	こども家庭センター

事業名	事業内容	担当部署名
乳幼児発達支援事業	親の負担や不安感を軽減するために、こどもの発達について専門家が保護者の相談に応じます。また、発達に不安のある未就園のこどもと親を対象にした関わり方を支援する教室を行い、こどもの育ちを促します。	こども家庭センター
乳幼児育児相談事業 エンゼル相談	設定日及び随時の育児相談において、育児不安や育児ストレスの軽減が図れるよう、多職種が相談・助言・指導を行います。	こども家庭センター
こども発達支援事業 (巡回相談)	関係機関と連携し、発達が気になるこどもの実態を把握するとともに、障がいのあるこどもに対し、早期からの一貫した支援の充実を図ります。	こども家庭センター
発達障がい児 家族等支援事業	保護者がこどもの発達上の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び、こどもの問題を減少できるようなプログラムによる支援や、専門的な研修を受けた障がいのあるこどもを持つ保護者による相談支援を行います。	こども家庭センター
遺族会補助事業	戦没者の慰霊と遺族等の福祉増進に向け会運営の安定化を図ります。戦没者への敬意を持ち、命の大切さを共有します。	高齢福祉課
戦没者・消防 及び公務殉職 者合同追悼式 事業	大洲市戦没者・消防及び公務殉職者の追悼を行います。戦没者及び公務殉職者への哀悼の意を参加者とともに高めます。	高齢福祉課
大洲市社会福祉協議会補助事業	地域福祉の推進と民間福祉事業やボランティア活動の推進・支援を目的とし、地域福祉分野における総合窓口として、福祉教育・普及、事業実施等の活動を通じて、各種の支援体制の根幹を担います。	高齢福祉課
独居老人世帯 等緊急通報装置貸与事業	独居等による孤独感や不安を軽減し、急病や災害時に迅速かつ適切に対応できるよう、ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与します。 独居等による孤独感や不安感を軽減し、協力員及び市社協との見守り関係を保持します。	高齢福祉課 社会福祉協議会

事業名	事業内容	担当部署名
軽度生活援助事業	在宅で引き続き自立した生活が送れるように、日常生活の中で、介護保険サービスで対応できない支援を行います。高齢者の日常生活上の困難を克服することで、生活環境の向上や維持が出来、心身の負担が軽減されるよう支援します。	高齢福祉課
老人ホーム入所措置事業	養護老人ホームに入所することで、心身の健康の保持及び生活の安定さのために必要な支援を行います。入所手続中、家族等との面接の中で、問題状況等の聞き取りを行い、必要時には様々な支援につなげます。	高齢福祉課
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合負担事業	大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合に対して負担金を支出することにより、介護が必要な高齢者で、在宅で生活することが難しい高齢者が安心して生活できるようにします。	高齢福祉課
在宅福祉サービス事業	社会福祉協議会に業務委託し介護キップ制度を活用して、地域の高齢者等に対してボランティアにより生活支援、地域活動の支援を行います。地域や各世帯、個人間の生活支援活動を通じて、時間と気持ちにゆとりのある空間を提供します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
介護用品支給事業	要介護者の日常生活に必要な消耗品等の中で紙おむつ等の決められた用品を支給することで、介護者の経済的負担の軽減を図るとともに、双方の心理的負担も軽減します。	高齢福祉課
在宅寝たきり老人等介護手当事業	在宅で寝たきり高齢者等を常時介護している家族に対して、介護手当金を支給します。介護状態が寝たきり状態等にあっても、住み慣れた場所で自分の家族との時間を保ちつつ、介護者の負担軽減にも寄与します。	高齢福祉課
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	介護サービスのみならず、保健・医療・福祉サービスなど一体的に高齢者支援を行う体制整備など、高齢者福祉の積極的な推進を図るため、介護保険サービス事業量等の見込みや基本的な取組みを定めます。 高齢者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ります。	高齢福祉課

事業名	事業内容	担当部署名
介護保険料賦課徴収事業	介護保険料滞納者のうち生活困窮者への滞納整理にあたっては、市税や他の保険料等の担当者と連携し、過度な滞納整理とならないよう対応します。 必要に応じて関係機関の紹介や生活保護担当者への情報提供などを行います。	高齢福祉課
介護サービス給付事業	要支援・要介護者の要介護状態及びニーズに応じた介護給付を行うことにより、要介護状態の軽減・悪化の防止、要介護状態となることの予防を図り、要支援・要介護者が、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにします。介護サービスの利用にあたり、相談支援の提供を通じて、介護にまつわる問題を抱えている利用者や家族の負担軽減を図り、自殺リスクの軽減にもつなげます。	高齢福祉課
介護相談員派遣事業	介護保険施設や在宅サービス事業所への訪問活動を通じて、介護サービス利用者からの相談に応じ、様々な問題に対して解決に努めます。	高齢福祉課
介護認定審査事業	公平・公正な判定を行うため、認定調査・主治医意見書の結果からコンピュータによる一次判定を行い、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会において要介護状態区分の判定を行います。介護は利用者や家族にとって精神的・身体的負担が大きく、介護認定審査時介護認定情報から、利用者や家族が抱えている自殺のリスクが高い場合には担当介護支援専門員等関係機関と連携を図ります。	高齢福祉課
介護認定調査事業	介護給付の入口となる認定調査であり、適正なサービスが利用できるようにするため、中立・公平な調査を行います。介護は利用者や家族にとって精神的・身体的負担が大きく、介護認定調査時介護認定情報から、利用者や家族が抱えている自殺のリスクが高い場合には担当介護支援専門員等関係機関と連携を図ります。	高齢福祉課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で在宅生活を継続していくために、サービスを提供する事業主体と連動して支援体制の充実・強化を図ります。	高齢福祉課

事業名	事業内容	担当部署名
在宅医療・介護連携推進事業	喜多医師会を中心に大洲喜多地域全体の在宅患者の生活を支える地域包括ケアシステムの構築を実行し、医療と介護を必要とする地域住民が安心して暮らせる町づくりを目指します。	高齢福祉課
地域ケア会議	地域の様々な機関や専門家と連携協力し、地域のみなさまの暮らしを支える協議を行います。	高齢福祉課
権利擁護事業	高齢者の尊厳ある暮らしを守ります。成年後見制度の利用と高齢者虐待の早期発見に努めます。	高齢福祉課
成年後見制度利用援助事業	身寄りがなく、判断能力が十分でない高齢者が、権利や財産を守るために成年後見制度を利用する際に必要な費用を助成します。	高齢福祉課
介護予防支援事業	介護認定により要支援1・2の認定を受けた者を対象に、予防を目的としたサービス提供を行うためのプランを作成し、各種相談・指導を行うことにより、利用者が出来る限り要介護状態にならないようにします。各種支援・指導を行うことにより、関わり合いを持ち、孤独化を防ぎます。	高齢福祉課
健康相談事業 訪問指導事業	生活面や健康面での不安の早期把握、解決を図るために、心身の健康に関する相談を個別に応じます。	健康増進課
健康教育事業	生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らが守る」という意識と自覚を高め、健康の保持増進につなげます。心の健康、自殺問題とその対応についての健康教育を行うことにより、自殺対策についての住民の理解を深めます。	健康増進課
精神保健普及啓発事業	心の健康、精神疾患や精神障がいについての理解を深め、地域の精神障がい者の社会復帰を支援します。	健康増進課
栄養改善事業	食を中心とした健康づくりを目指し、研修会や調理実習などの活動をすすめます。その中での相談を通じて不安や問題等を聞き取り、支援につなげます。	健康増進課
食育推進事業	食育の普及啓発を図るとともに、関係機関・団体等と協働して全世代に向けて食育活動を実践します。	健康増進課

事業名	事業内容	担当部署名
市食生活改善推進協議会補助事業	「私達の健康は私達の手で」のスローガンの実現に努め、食生活改善等に関する実践活動を通して、市民の健康づくりに寄与します。研修内容を地域に広める為の活動をしている食生活改善推進協議会に対して支援を行います。	健康増進課
高齢者食生活改善事業	高齢者の低栄養を防ぎ健康寿命の延伸を目指すとともに調理実習を通して高齢者の交流を図ります。	健康増進課
老人クラブ育成補助事業	社会からの孤立を防止し、生きがいづくりを行うために、老人クラブ活動を支援します。	老人福祉センター
老人福祉センター管理事業	高齢者の活動拠点施設として健康の維持増進、福祉の増進を目的として、各種相談、サークル活動、研修等を行い、高齢者の生きがいづくりと憩いの場を提供します。	老人福祉センター 河辺支所
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の健康づくりや生きがいづくり、社会的孤立感の解消を図るために、健康東洋体操、ヨガ教室、教養趣味講座などを行います。	老人福祉センター
シルバー人材センター補助事業	健康で働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供し、能力を生かした活動につなげます。	老人福祉センター
がけくずれ防災対策事業 (市単がけくずれ防災対策事業)	がけ崩れ防災対策として、県営(市営)のがけくずれ防災対策事業を活用し、地域住民の不安解消に努めます。	建設課
ふれあいスクール運営事業	おおずふれあいスクールを設置し、心の居場所の提供に努めるとともに生活体験や自然体験、個別に応じた学習などにより学校復帰のための支援を行います。	教育総務課
いじめ・不登校対策協議会推進事業	大洲市いじめ・不登校等対策協議会において各機関の意見の集約を行うとともに、協議会からの提言を踏まえて問題解消に努めます。	教育総務課
小中学校生徒指導支援事業	市内各小中学校の代表が集まり、いじめ根絶にむけて主体的に取り組む意欲を高めるとともに、自校におけるいじめの根絶への取組につなげます。いじめ防止・早期発見・早期解決・再発防止等について、児童生徒自らが意見交換を行い、命を守る力を育成します。	教育総務課

事業名	事業内容	担当部署名
キャリア教育 推進事業	生徒が「生きる力」を身につけ、主体的に自己の進路を選択できるなど、社会人、職業人として自立していくことができるように職場体験等を実施します。その中で、将来への展望が持てるよう支援します。	教育総務課
市民大学事業	市民に多様な学習機会を提供するため、時代や地域課題に即したテーマで大洲市民大学を開催します。	文化振興課
清和園・ さくら苑 運営事業	養護老人ホーム入所者が介護サービスを適切に利用すること等、自立した生きがいのある生活を継続していくことを支援します。	清和園 さくら苑
高齢者コミュ ニティセンタ ー管理事業	高齢者が自宅で引きこもらないよう、機能回復訓練、レクリエーションの場として活動することを支援します。	長浜支所
診療所運営事 業	交通手段が不便な地域で唯一の医療施設として、身近で治療が受けられ、安心して暮らせるよう支援します。	豊茂診療所 榎生診療所 出海診療所 河辺診療所
応急手当講習	住民に対する各種救命講習を開催することで、重篤な傷病者が発生した場合、その場に居合わせた人（バイスタンダー）の資質向上を図り、救命率の向上を目指します。	大洲消防署
警察署の相談	犯罪、詐欺、生活安全等の相談に応じます。	大洲警察署
生活福祉資金 貸付事業	低所得者、障がい者、高齢者世帯に対して資金の貸し付けを行います。	社会福祉協議会

2 大洲市自殺対策推進会議設置要綱

平成30年6月1日
大洲市要綱第40号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、自殺対策を総合的に推進するため、大洲市自殺対策推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大洲市自殺対策計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会員20人以内で組織し、次に掲げる分野等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療・福祉・保健分野
- (3) 教育分野
- (4) 商工・労働分野
- (5) 警察・消防分野
- (6) 行政分野
- (7) その他市長が必要と認める分野

2 会議に、会長及び副会長を置き、会員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会議を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会員の任期)

第4条 会員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会員は、再任されることができる。

3 協議会の会議は、会員の過半数が出席しなければこれを開くことはできない。

4 協議会の会議の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のとき

は会長の決するところによる。

5 会員は、やむを得ない場合は、代理の者を出席させることができる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、議事を進行する。ただし、初回の会議は、市長が招集するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

3 大洲市自殺対策推進会議 委員名簿【敬称略】

任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日

	氏名	所属・役職等	備考
1	大久保 博忠	一般社団法人喜多医師会会長	
2	森 崇明	平成病院院長	
3	幸田 裕司	一般社団法人愛媛県ネットワーク協会 心理療法士	
4	◎藤田 修	大洲市社会福祉協議会会長	
5	○乙井 敏夫	大洲市民生児童委員協議会会長	
6	坂田 諭	大洲市老人クラブ連合会会長	
7	竹内 豊	八幡浜保健所所長	
8	櫛部 昭彦	大洲市教育長	
9	西山 慎介	大洲市校長会会長	R7.6.1～
10	中野 賀津記	大洲市PTA連合会会長	R7.6.1～
11	久保田 美喜子	大洲市婦人会副会長	R7.6.1～
12	濱上 千代子	厚生労働省愛媛労働局大洲公共職業安定所（ハローワーク大洲）所長	R7.6.1～
13	久保 登	大洲商工会議所会頭	R7.11.1～
14	本田 稔	大洲警察署署長	R7.6.1～
15	高瀬 良次	大洲地区広域消防事務組合消防長	
16	上野 康広	大洲市市民福祉部長	

◎:会長 ○:副会長

4 計画策定の経過

年月日	会議名	内容
令和6年8月26日～ 令和6年9月25日		市民アンケート調査
令和6年11月25日～ 令和7年1月31日		関係各課ヒアリング、評価
令和7年6月1日～ 令和7年6月13日		関係各課進捗状況調査
令和7年7月14日	第1回自殺対策推進会議	諮問 市民アンケート調査結果 及び関係各課取組み状況 報告
令和7年9月29日	第2回自殺対策推進会議	第2次大洲市自殺対策計 画（素案）について
令和7年12月17日～ 令和8年1月16日	パブリックコメントの実施	
令和8年2月2日	第3回自殺対策推進会議 （書面開催）	計画（原案）提示
令和8年2月12日		大洲市自殺対策推進会議 から大洲市長へ答申

第2次大洲市自殺対策計画
～誰も自殺に追い込まれることのない
大洲市を目指して～
令和8年3月

〒795-0064 大洲市東大洲 270 番地 1
大洲市健康増進課
TEL：0893-23-0310
FAX：0893-23-0311